

令和5年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第4日目）

---

日 時 令和5年9月13日（水曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 9月13日 午前9時00分

---

付託議案

（産業部）

第103号議案 令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（建設部）

第103号議案 令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第109号議案 令和4年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第110号議案 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（6名）

委員長	垣 口 真 也	副委員長	八 木 雄 治
委員	津 田 晃 伸	委員	飯 田 吉 則
〃	神 吉 正 男	〃	大久保 陽 一

---

欠席委員

〃 大 畑 利 明

---

出席説明員

（産業部・農業委員会）

[産業部]

部	長 中 村 仁 志	次	長 谷 本 健 吾
農業委員会事務局長	祐 谷 佳 孝	次長兼北部事務所長	北 本 竜 二
次長兼森林環境課長	寺 元 久 史	次長兼農業振興課長	池 本 雅 彦
商工観光課長	藤 原 慎一郎	森林環境課副課長	橋 本 智 弘

森林環境課副課長	小坂安弘	農業振興課副課長	茅野雄士
農業振興課副課長	村上公一	商工観光課係長	上杉達也
商工観光課係長	大山章徳	北部事務所副課長（一宮担当）	長尾昌宏
北部事務所副課長（波賀町担当）	春名良信	北部事務所副課長（千種担当）	土井優

（建設部）

部	長 樽本勝弘	次	長 谷口宗男
次	長 坂井高誉	次長兼北部事務所長	北本竜二
次長兼水道管理課長	進藤美穂	上下水道課長	山本孝幸
建設課長	大田貴久	住宅土地政策課長	小坂崇雄
建設課副課長	庄昌秀	上下水道課副課長	小椋健一
住宅土地政策課副課長	尾崎敏彦	住宅土地政策課副課長	片牧正裕
北部事務所副課長（一宮担当）	長尾昌宏	北部事務所副課長（波賀町担当）	春名良信
北部事務所副課長（千種担当）	土井優	水道管理課係長	大谷広宜

事務局

書	記 岸元秀高	書	記 幸長祥太
書	記 中田歩		

(午前 9時00分 開議)

○垣口委員長 おはようございます。

これより、産業部の審査を行います。

審査に先立ちまして、本日、大畑委員より欠席届が出ておりますので、報告させていただきます。

それでは、産業部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いします。

説明職員の説明及び答弁は自席で、着席したままでお願いします。どの説明職員が説明及び答弁するかが、委員長席から分かりづらいので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得てから発言してください。事務局がマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯してから、発言してください。

それでは、産業部に関する審査を始めます。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡略に説明をお願いします。

中村産業部長。

○中村産業部長 おはようございます。連日の決算委員会、御苦労さまです。

本日は、産業部並びに農業委員会関係の令和4年度決算審査のほうをよろしくお願いいたします。

産業部、農業委員会での令和4年度を取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、ウクライナ情勢や円安の影響などにより、エネルギー価格や物価が高騰する中で、市の総合計画の基本方針1に掲げております、「魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり」や、基本方針2の「環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり」、さらには、基本方針4の「安全で安心なまちづくり」を担う部局としまして、選ばれたまちに向けた様々な事業に取り組んでまいりました。

このあと、谷本次長より決算概要につきまして御説明をさせていただきますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

○垣口委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長 おはようございます。

それでは、私のほうから令和4年度の産業部及び農業委員会事務局の主な取組について、概要で説明をさせていただきます。

まず、農業振興課につきましては、山村活性化支援事業に取り組みました。安定的で持続可能な農業経営が行われるまちを目指し、生産性の向上とブランド化に伴

う付加価値の向上による販路拡大を図るべく、宍粟ブランド米の栽培、及び販売促進、黒大豆の新品種栽培、小豆の狭条密植栽培、山椒の低樹高化剪定の実証について取り組んでまいりました。

また、農業生産資源や農村環境資源の適切な保全管理等を目的とした多面的機能支払交付金事業では、保全活動が持続できるように、活動組織の広域化の推進を行いました。集落組織の事務負担の軽減を図っております。

次に、森林環境課につきましては、山地災害防止や生育環境の保全に配慮した森林整備を目的として、森林整備推進事業に取り組みました。森林施業のコスト削減のための団地化・集約化の推進や条件不利地には森林環境贈与税の活用による経費の支援、森林所有者自らが経営管理できない森林の管理を林業事業者が代わりに森林整備を行うための意向調査や施業提案募集を行いました。

また、市内の豊かな森林がもたらす恩恵や森林保全の大切さと、市の取組などを記載したリーフレットを作成しております。

次に、商工観光課につきましては、定住に向けた地域内就労を推進するため、就労就職活動支援事業に取り組み、わくわ〜くステーションにおける就業相談、就業紹介及び求人開拓や人材力フル活用プラットフォーム推進会議を実施主体として、企業説明会 JUMP UP SHISO を開催し、市内3高校の2年生を中心に、地元企業の魅力発信を行いました。

また、産業立地促進事業に継続して取り組み、企業誘致をはじめ、市内での創業を支援するとともに、ポストコロナを踏まえた事業活動を支援し、産業の振興と雇用機会の拡大に努めました。

さらに、選ばれるまちづくりに向けた取組として、ハード面では、楓香荘跡地整備事業に着手し、令和5年度への繰越しにより、解体工事を施工中であるほか、山崎市民局跡地を観光駐車場として整備し、観光客の受入態勢の整備を行いました。

ソフト面では、ふるさと宍粟の観光基本計画第3次を策定し、アウトドア活動推進計画と併せて観光振興の指針とし、宍粟森林王国観光協会支援事業により、観光プロモーションの取組を推進しつつ、コロナ禍での誘客推進として、観光宿泊促進助成事業により市内観光事業者を支援しました。

次に、北部事務所につきましては、産業部各課の北部窓口として、農業関係者との調整及び確認や林業関係者との取次ぎを行っております。さらに、観光施設関係では、施設の適正な維持管理修繕等の事務を行っております。

最後に、農業委員会につきましては、新たな農業委員会制度第2期の総括年度と

なり、農地法等の法令に基づく業務に加え、農地利用状況調査により実態を把握し、農地利用の最適化のための相談活動を行いました。また、次期に向けた農業委員会体制づくりにも取り組みました。

以上が、令和4年度の産業部及び農業委員会事務局の主な取組についての概要説明となります。

○垣口委員長 産業部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

事前に質疑の内容に関しては提出しておりますので、同事業に対しては、答弁から求めていきます。

それでは、質疑を行います。

森林整備推進事業について、答弁を求めます。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 それでは、よろしく願いいたします。

飯田委員の御質問にお答えします。

1点目の森林経営計画の策定面積は、全体のどれくらいになっているのか把握できているかということです。

森林経営計画の策定面積は、平成24年度からの累計で、1万3,296ヘクタールになっております。民有林の面積から森林整備センターであるとか、ひょうご農林機構の分収林を除いた面積に対して32.6%が策定済みということになっております。

2点目の人工林のうち、条件不利地と目される面積はどのくらいになると想定されるかという御質問です。

まず、条件不利地につきましては、作業道が入れない等で搬出間伐が困難な森林ということでしておりまして、林業事業体から事前に間伐の計画をいただきまして、その段階で条件不利地に当てはまるかどうかというのを今判断をして、助成等はしておりますので、全体としては、これ把握しておらない状況です。道が入れば出せるようになるというようなことになるので、把握はしていない状況であります。

以上です。

○垣口委員長 順次、答弁を求めます。

飯田委員。

○飯田委員 平成24年からの計画が策定された部分で、全体の32.6%ということです。基本的に、経営計画を立てられるであろう面積というものは前提条件だと思うんで

すけれども、やはりその中には、なかなかこうまとめ切れない部分という部分があることだと思うんです。まだ50%に満たないということは、かなりの面積が今からできる、やれる可能性が残されておることなんですけれども。今現状できてない部分、どういったところが一番ネックになっておる、ネックというんですか、条件的に合わないのか、それとも個々の山についてできてないのか、その辺のところの理由ですか、そういうものについては、把握されておりますか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 原因はいろいろあると思うんですけども、私どもが一番ネックになってると考えているのは、やはり労働力というか能力と言いますか、林業事業体の数でありますとか、作業班の数ということで、担い手の数が足りてないというのが一番の問題かなというふうに思っています。

それは今現在、林業事業体が経営計画のほうを主に立てて実施しているというところで、経営計画を立てて施業していくという中では、やはりその施業の能力の絶対量が不足しているというのが大きな課題だと思っています。

○垣口委員長 飯田委員。

○飯田委員 全体の能力の不足ということは分かるんですけども、県下でも宍粟市は林業事業体が一番多い、何件ある言うたかな、30件近くあるんやね。そういうことであるんですけども、その事業体としては存在するんだけども、経営計画というものを策定する能力はそこまでできてないと。全部の事業体がそれを速やかに策定するほどの能力がないというふうに今聞こえたんですけども、そういう感じなんでしょうか。

○飯田委員 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 事業体の中にもそれぞれありまして、経営計画は立てないけれども、立てれる業者さんと一緒に現場の間伐のほうはするというようなそれぞれの役割分担をしてされておりますので、経営計画を立てる能力が足りないというよりも間伐をしていく能力いいますか、そちらのほうは足りてないというふうに思っています。

○垣口委員長 飯田委員。

○飯田委員 一度にね、ざっとやってしまうというのもなかなか大変なことやと思うんですけども、年間にこれだけという、今回でもここにある600ヘクタールが494ヘクタールということで、できてない部分がそれだけ残っているということなんですけれども、常にこういうパーセンテージで毎年上がってきているという状況なんで

しょうか。600ヘクタールという目標を掲げながら、それに満たないままずっと毎年ずっと送ってきてるという状況なんでしょうか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 令和3年度は600ヘクタールを超えておりました、600ヘクタール前後で推移はしてきていました。令和4年度につきましては、造林補助金のほうが不足をしたということで、やってるんだけど、補助金が令和5年度にならないともらえないというような状況もありまして、そういうところで数値が上がってきてないということになっています。

○垣口委員長 よろしいですか。

続いて順次、答弁をお願いします。

八木委員、大畑委員、津田委員、同事業名なので順次答弁を願えたらと思います。よろしくお願いいたします。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 八木委員の御質問にお答えします。

森林事業集約化支援事業が60ヘクタールから0.9ヘクタールになったのはなぜかです。

林業集約化支援事業につきましては、林業事業体が森林を売買により取得をして、それを核として林班内の集約化を図って森林経営計画を策定した場合に、その購入費を助成するという事業になっております。

令和4年度におきましては、当初、29ヘクタールほどの売買の意向というのを聞いておりました、その枠という部分も含めて60ヘクタールの予算措置をしておったんですけれども、実際交渉がうまくいかなかったというようなこともありまして、実績は0.9ヘクタールになったということでございます。

ただ、この0.9ヘクタールを購入されたところについては、森林経営計画を策定されて、51ヘクタールほどの経営計画が策定されておるという結果になっております。

次に、大畑委員の御質問にお答えします。

1点目の森林経営計画による施業の団地化・集約化の成果につきまして、令和4年度において策定されました森林経営計画は22計画ありまして、面積としては、1,003ヘクタールになっております。人工林の整備面積ということで、人工林の面積が3万3,640ヘクタールあるんですけれども、その合併以降に干ばつをした面積の累計ということで、1万3,370ヘクタールというところで進捗率を39.75%の整備

ですということになっております。

2点目の森林環境譲与税の使途内訳及び成果及び補助制度への充当に関して伺うという点につきましては、産業部の独自資料の41ページに環境贈与税の活用の資料をつけておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

3点目の宍粟材流通拡大策について取組内容と成果、補助率2分の1の理由という御質問です。

宍粟材利用拡大支援事業につきましては、宍粟材の活用をした製品の加工とか開発、流通開拓、また宍粟材を周知する展示会とか見学会とか、そういうものを対象に助成をしております。これにつきましては、令和4年度においては、株式会社ユウシステムというところが宍粟市をPRするパンフレットを作成されるということで、その作成費用に対して助成をしております。補助率につきましては、主に企業さんがそういう見学会等をされることについての助成ということで、2分の1の補助率ということにしております。

最後、4点目の生産森林組合の育成、指導に関してについてです。

生産森林組合の指導、監督につきましては、県の林政調整班というところが指導をする部署になっておりまして、そちらのほうで主にされております。市につきましては、経営支援であるとか、連絡協議会というようなところへの助成で、その組織の活動を支援しているという内容になっております。

それと、続きまして、津田委員の御質問にお答えします。

クレジット創出も考え、人工林整備率を高めていくことは重要と考えるが、目標面積が達成できていない課題は。課題解決に向けた策は検討されたのかというところですか。

目標を達成できない部分につきましては、先ほどの飯田委員の御質問の答弁と同じです。

解決策につきましては、担い手のことと、あと造林の補助金というのが減ってきたり不足するような状況が考えられますので、それにつきましては、また市の単独の森林整備促進事業などの内容の改正なんかを検討をしております。まだ、どういうふうにするかは決めてないんですけど、検討のほうをしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

質疑を求めます。



津田委員。

○津田委員 先ほど、今の目標が達成できていない部分ですね。私もちょっと確認したら、やっぱり条件不利地しかもう今残ってないような状況になってきてて、多分今後、ほとんどいいところからもう林業体ほとんどやられてるっていう話で、今本当になかなかやるところがなくなってきたらという話も聞いてたんですね。

その辺りほんと行政がね、ある程度主導して進めていくような状況にしていけないといけないんじゃないかなとは思ってたんですけども、その辺りについて、何か策とかは何か考えられてるんですか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 言われるように、やりやすいところから順次進んできているというのは事実なんですけど、まだできる森林もたくさん残っているというふうに思っています。

そういう中で、市が行っているということで、意向調査のほうを今順次進めておるんですけども、そこにつきましては、意向を聞いた上で、市のほうが施業提案ということで事業者さんに経営計画を立てませんかというような情報提供をして、今立ててもらってるような状況です。

最初に、倉床から始めたところについてももう既に3つ、それから追加で合計5つぐらい森林経営計画がそこで新たにできてますので、それがまた順次、意向調査が終わったところについてはそういうふうにやっていきますので、そういう意味では、進んでいくのかなというふうには考えています。

○垣口委員長 よろしいですか。

飯田委員。

○飯田委員 今、経営計画については順次進めていっておるということなんですけれども、先ほど説明あったようにですね、造林補助金が不足してくるとそれに対する補助は、言うたら間に合って来ない部分が出てくるということで、先ほどの次年度へ送ったような形でここに表現されてくるというようなことになるのでしょうか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 造林補助金のほうが不足してきますと、どうしても市のほうもそれに上乗せをするような事業で今間伐のほうを促進しておりますので、言われたように、遅れていくとどんどん不足するようになるんですけども、それにつきましては、ちょっと県のほうにもいろいろと要望のほうはさせていただいて、金額自体が増えればいいんですけども、そうならない場合はもう少し単価を落

として、たくさんの面積に補助できるとか、そういうことも協議しながら、何とか面積的にたくさんできるようにしていきたいなとは思っています。

○垣口委員長 飯田委員。

○飯田委員 苦肉の策で単価を落とすということも考えられますけれども、事業体との契約の中でこれぐらいの単価でできるという話で山主の方にお話をしている場合、単価落ちるんですよっていうことは、後から出てくるということ、結構厳しい部分があると思うので、やはりその辺、補助金の要求をもっとどんどん県とか国にしていく必要はあると思うんです。あるところでそういうことについても一遍国のほうにも言ったことがあるんですけれども、旗を振りながら途中でぽっと梯子を外すようなことを決行されるんで、そういうことだけはないようにしてもらいたいということで。それは今現状、市が一般の山主の方にしても結局同じことになるので、その辺のところは慎重にお願いしたいなというふうに思います。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 委員がおっしゃるとおりで、過去にそういう事例もございました。

先ほどの造林補助金の件で、例えば、少し単価が落ちた場合に、先ほどちょっと言いましたように、市の独自事業のほうでそこをカバーしていくとかいうようなことで、そのことで事業体さんの意欲が下がるとか、もう廃業するとかいうようなことにならないような対応ということは我々としても考えていきたいなというふうには考えています。

○垣口委員長 飯田委員、よろしいですか。

続きまして、森林管理道整備事業について、神吉委員と津田委員から出ております。順次、答弁をお願いいたします。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 神吉委員の御質問です。

1点目の無償譲渡の林道能栖線と比べ、前地・カンカケ線はなぜ有償なのかという御質問です。

前地・カンカケ線につきましては、広域基幹林道という規格の高い林道と同じ規格の林道ということで、広域基幹林道との整合を図るということで有償での土地の買収ということをしております。

能栖線につきましては、普通林道規格の林道になっておりまして、これまでたくさんつけてきた林道と同じということで無償の土地の提供ということで、事業のほ

うを進めております。

2点目の用地買収額は幾らで、どこへ支払うのかということにつきまして、用地買収につきましては、3筆の129.26平米です。3人の土地所有者に対して、3万6,192円を支払いしております。

3点目の登記して使用するこの林道は、今後どのくらいの期間、どのように使用するのかというところで、基本的には永久的に林道として使っていくということになります。

4点目に、なぜ事業目標が82.44%だったのかということにつきましては、この事業目的につきまして、森林整備を促進するための林道開設ということで、干ばつの目標面積600ヘクタールというのを目標に挙げておりましたので、その間伐が600ヘクタールにならずに82.44%ということだったので、その数字を挙げておるといことです。

続きまして、津田委員の御質問にお答えします。

事業成果が抽象的で、この事業を行うことで具体的にどういった効果を得たのかということですか。

森林整備を促進する目的で林道開設を行うということで、先ほども言いましたように、間伐の面積を目標にしております。

この前地・カンカケ線の成果としましては、この前地・カンカケ線の沿線におきまして6つの森林経営計画が今立てられております。面積は282ヘクタールの経営計画が立てられておまして。そこで新たに作業道を開設したり間伐をしたりというような起こっておりますので、そういうことを成果というふうに間伐が進むという効果を得ているという状況です。

以上です。

○垣口委員長 答弁、終わりました。再質疑のある方、挙手を願います。

津田委員

○津田委員 この成果のところ、実際ここ、この事業費を投入することで、どれぐらいの間伐が進むんだというところがもう少し見えてきたら我々としても判断しやすいなと思ってるんですよ。実際これを投入して、この事業のいわゆる間伐の600ヘクタールの年間目標をどれぐらい補えるんだっていうところがですね、その辺りはどういうふうな判断されてるんですか。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 この道をつけることに年間どれぐらいというのはなかなか

か難しいのかなと思っております、ここの前地・カンカケ線の道路、利用区域と言いますか、その道をつけることによってできる区域というのがありまして、それが781ヘクタールの利用区域があります。その部分の間伐を進めていくということで道をつけておりまして、今言った282ヘクタールほどは今計画が立っているということです。残りについても、この道とかその部分が終わったらまた次の計画を立てるといふふうになってくるのかというふうには思っていますので、長い時間をかけてやっていくということになります。

○垣口委員長 よろしいですか。ほか質問ありませんか。

飯田委員。

○飯田委員 ちょっと、その高規格林道と普通林道の違いはどういったところにあるんですか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 まず、幅員が4メートルとか3.6メートルというところと、あと勾配ですね。それが、ちょっと今思い出せないですけど、その何パーセントという部分が規格としては違いの主なものです。

○垣口委員長 飯田委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

津田委員。

○津田委員 こういう投資をしていくことによって、我々としては、来年度はちゃんと目標は達成していきますよってという認識でこういう予算を見といたら。これ当然今から道をつくって、道をつくったということで、これで令和5年度はこれでしっかり成果が出てますよっていう、出せますんでっていう投資として見といたらいいわけですよ。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 林道をつけるということはそのための林道ですので、そう思っていただいて結構です。

○垣口委員長 よろしいですか。そのほか、ありませんか。

なければ、続きまして、森林の恩恵と森林保全活動の啓発リーフレットの作成事業に入ります。

神吉委員、垣口委員、津田委員の質疑に対して、順次答弁を求めます。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 神吉委員の御質問にお答えします。

東京港区を含めた県外の法人に向けて営業部に配布を託すのかという御質問です。作成しましたリーフレットにつきましては、令和4年度は配布のほうを行っておりません。

この令和5年度で市有林のJークレジットに取り組んでおりますので、その販売に向けて企業等へ配布していこうというふうに思っておりますので、現時点では、営業部ではなしに、この産業部のほうから企業のほうへ配布していきたいというふうに考えております。

続きまして、垣口委員の御質問です。

広く発信することで、経済の循環につなげる取組ができたのかということです。

先ほどとちょっと同じなんですけども、令和4年度においては、作成したリーフレットのほうは配布をできておりませんので、広く発信ということについては、令和4年度においてはできておりません。

ただ令和5年度で、先ほども言ったJークレジットの販売に合わせまして、市と連携しているような企業とか関係のある企業に対して、産業部のほうから配付をしていきたいというふうに思っております。

そのことでJークレジットの販売であるとか、企業版のふるさと納税というものにつながっていけば、経済の循環ということにもつながるのかなというふうに思っております。

次に、津田委員の単年の事業の委託事業だが、委託事業者に市の考えを伝え活用できるリーフレットになったか。これを活用した今後の展開はということです。

作成したリーフレットにつきましては、森の恩恵と森林資源の循環利用の重要性を広く発信し、本市の地球温暖化対策に資する取組やふるさと納税等への支援・協力の輪を広げるということを仕様書に書きまして、委託のほうを行っております。

その内容を校正も行いながら、最終的に今リーフレットをつくっておりますので、今言ったような仕様のリーフレットにはなっているというふうに考えています。

今後の展開につきましては、先ほどの答弁と同じでございます。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

神吉委員。

○神吉委員 1回目の事前の質疑で、東京都港区って書かせてもらったのは、確か以前まで東京港区との提携・連携をして、向こうで周知を図るとか販売につなげていくというような聞いてたので、こういう宍粟市の宣伝物っていうのは、そちらのほ

うへもいくんだらうというふうに想像したんです。市内外の企業、個人に広く発信するという目的のもと。それが気になっていたので、東京都港区との提携・連携が今どのような状況にあったのかっていうのも含めて聞かせていただきましたかったんですけど、どうでしょう。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 東京都港区との連携につきましては、この連携の目的といたしますが、連携をすることで港区内で建築されるビルとか、5,000平米だっただと思うんですけど、そういう大きな建物に木材を使用するときには、そういう協定している市町の木材というか、登録している業者さんから木材を使いなさいよというようなルールを決めておまして、宍粟の材料が港区で使っていただくための協定という目的であります。当然、そのためのPRなんかもお願いすれば、パンフレットを配架というか、というようなことはしていただけるようにはなっております。

言われたように、まずはJ-クレジットのほうで近隣の企業さんのほうへ配布したいというふうに思っております。またその後、状況を見ながら港区さんのほうへの配布などは検討していきたいというふうに思います。

○垣口委員長 よろしいですか。

津田委員。

○津田委員 これつくられて、令和4年度につくられて、もう令和5年度入って半年かかって、ある程度、要はこれつくったとき、この出口、何に活用するんだということも明確にできてないんでね、何も今止まっているんだらうなど思っているんですけど、もうちょっと市としても、こういうものを、いやつくるのは全然いいと思うんですけど、ここ当初はね、どういう目的でつくられたのかっていうところ、そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 書いてますように、森の働きとか循環とかいうようなことを知っていただいて関心を持っていただくとか、ふるさと納税とかそういうことにもつなげていきたいなというのは当初から考えていた内容です。企業さんに配布するというのを考えて作成しております。

配布先としましては、連携協定してるとか、ヴィクトリーナさんの関連というか、関係しているようなところをお願いして配っていただくということは当初から考えておりましたが、実際には配布のほうはしておりません。途中から、今年度からJ-クレジットをするということも、それは決めてましたので、せっかくならそれ

と一緒に配って、J-クレジットの販売にもこう使っていきたいと。部数もそんなにたくさんつくってませんので、そういうことで、今年度のJ-クレジットの登録に併せて、配っていただくというふうにさせていただいたというようなことになっています。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 この、要は出口戦略の部分をしっかり、何に使う、これ、でも本当に私ほんとこれ産業部がね、これ配って本当に営業行くような体制が今マンパワー的にあるのかなと思って。それも含めてやれると判断して、この事業を進められてるのか。本当に職員さんがね、営業を回ってっていうことを、そこそ、営業部との連携とかそういったのはされてないのかなと思いつつ、その辺り本当に産業部さんがやるっていう認識で我々見といたらいいってことですか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 営業というその内容によると思うんですけど、言われるように、本当に民間の営業マンのように企業を回って配布してお願いするというようなことはできないと思います。中には数社そういう機会があったらあるかもわかりませんが、ローラー式に回っていくようなことはできないのかなというふうに思っています。

まず、このパンフレットを配布する。それについては、J-クレジットの文書も一緒につけて配布のほうをしていただいで、問合せがあれば、当然訪問が必要であれば訪問もしていくというふうになるのかなというふうに思っています。ちょっと営業ということにつきまして、職員がローラー式に営業するというようなことまでは、ちょっと今は考えておりません。

○垣口委員長 よろしいですか。そのほか、ありませんか。

なければ、次の事業に行きます。

地籍調査事業。答弁を求めます。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 津田委員の御質問にお答えします。

地籍調査の進捗が遅れているが、スマート地籍調査の導入を県も推進しているが、検討されたかという御質問です。

まず、地籍調査の進捗につきましては、計画よりはパーセント的には若干0.2%いかなかったというところです。

これにつきましては、これも国と県の補助金によって地籍調査のほうはしており

ますので、その補助金が要望、満額もらえなかったということで若干進捗が少なかったということになっております。

ただ、地籍全体の進捗率につきましては、全国平均や県平均よりも高い状態なので、調査自体としては進んでいるのかなというふうに思っています。

それと、スマート地籍調査の導入なんですけれども、現在県内でこのスマート地籍調査というリモートセンシングの技術を使って行われておるのが、令和3年度から佐用町と市川町、それから令和4年度から姫路市の安富町のほうで取組のほうが始まっております。このスマート地籍調査につきましては、現地での森林所有者との立会いとか、あと現地の測量が省略できますので、確かに従来の一筆調査よりは時間が短くて済むという利点はあるんですけれども、その分現地に境界杭というものが入らなくなってます。地図上での境界線を引くので、現地に印というか境界杭が全然入らなくなりますので、今のところ境界杭がないと森林整備のほうがなかなか現地が進みにくいのかなというふうなことも考えておまして、今現時点では、まだこのスマート地籍調査のほうに切り替えていくということは考えておりません。

ただ、市川町とか佐用町さんがやられてる状況を見まして、市のほうも今後、千種町から山崎町のほうへ進んでいきますので、その状況を見ながらできるのであれば、このスマート地籍調査のほうも将来的には考えていきたいなというふうには思っています。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 検討されてるんだったら。本当にここの時間を短縮して、これ言うてるのは、要は早くね、この森林整備を進めていって地籍調査を集約化して、クレジットの発行ができるような状況を、やっぱりお金を埋めるような状況をつくってもらいたいなという部分があったので、そういったのがきちんと、ほかの他地域の取組もされてるんであれば、特に問題、ぜひそういうふうに進めていただければなと思ったんで。その思いでの質疑だったので結構です。

○垣口委員長 答弁、よろしいですか。

ほかの方ありませんか。なければ、引き続き、質疑を進めます。

宍粟材利用促進事業について、答弁をも求めます。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 津田委員の御質問にお答えします。

需用費90万円は何に使われたのか。補助金4万1,000万円はどういったことに使われたのかという御質問です。



需用費の90万円につきましては、宍粟市産のひのきの葉っぱを原材料に作られている除菌抗菌剤であるリーフパワーを購入しております。

購入したリーフパワーにつきましては、小学校の環境学習であったり、宍粟市への視察者、それから出張時の手土産等、そういう機会に配付をして、宍粟材であるとか宍粟市のPRということに活用しております。

それと、補助金の4万1,000円につきましては、宍粟材利用拡大支援事業補助金として、株式会社ユウシステムさんがパンフレットを作成する費用に対して補助しております。

以上です。

○垣口委員長 答弁、終わりました。よろしいですか。

では、次に行きます。

続きまして、林業担い手確保事業。神吉委員と津田委員から出ております。順次、答弁をお願いいたします。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 神吉委員の御質問にお答えします。

対象の事業者は何件で、全て新規参入者であるか。また、補助された高性能林業機械とは何台で、どのようなものかです。

まず、この林業担い手確保事業につきましては、林業担い手育成対策事業補助金と新規事業体育成支援事業補助金、新規事業体林業機械支援事業補助金、この3つの事業を1つの事業として挙げております。

林業担い手育成対策事業補助金につきましては、国の事業である緑の雇用対策事業の上乗せという事業になっておりまして、3年間の雇用に対して4事業者6名の雇用に対して96万円の補助をしております。4事業者のうち2事業者が新規の事業体になっております。

2つ目の新規事業体育成支援事業補助金につきましては、5年以内に起業した事業体、起業して5年間を新規事業体というふうに位置づけておりまして、そこを対象に5事業者11名の雇用に対して580万円を補助しておりまして、5社とも新規事業者です。

3つ目の新規事業体林業機械支援事業補助金、これも5年以内の事業者を対象にしております。4事業者に対しまして林業機械の新規購入、それから中古の購入、リース、修繕というようなもの、合計11台に対して716万4,000円の補助をして、4社とも新規事業者になっております。それと、補助した機械につきましては、高性

能林業機械ということで、プロセッサとかフォワーダとかグラップルとか、そういう機械がありまして、そういう機械に対しての補助になっております。

次に、津田委員の御質問です。

この事業で得られた成果と課題はということですか。

この事業につきましては、林業事業体を支援することで、林業事業体の育成を図り、林業事業体による森林施業能力を全体として押し上げて森林整備を促進するということが狙いで、担い手の育成をしております。令和4年度においては、先ほど補助したような3つの事業で9社の事業者に対して支援を行って、その事業体の育成に貢献できたかなというふうに思っております。それぞれ新規の事業体で起業された方につきましては、廃業もなくて、今事業のほうをされて間伐もされておりますので、しておるような状況になっております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

神吉委員。

○神吉委員 新規事業者が5事業者で、機械が4事業者に助成したってなってます。

1業者は機械を導入しなかったということになるんですか。それとも何か違うものがあったんですか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 令和4年度においては、その事業者さんは機械を買われたりリースをされなかったということで、令和4年度については今言った事業者が申請をされまして、1事業者で複数台のリースであるとかというようなことがあるので、台数としては11台に対しての助成をしたということですか。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 それは、5年間っていう期間があったので、そのときにはなかったということですね。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 はい、そうです。

5年間を事業体という、6年になってきたら今度新規事業体の事業は受けられなくなるんですけども、その5年間のうちでその事業者の計画によって年度ごとによって変わってくるということですか。

○垣口委員長 よろしいですか。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 この事業もずっとやられてるわけなんですけど、要はね、私が見てるのは、これだけ毎年ずっと支援してるんですけど、この森林整備の達成率が達成できてない理由っていうのをどう捉えられてるんだらうなっていう。言うたら事業者も増えてます、でもこれ森林整備が進まない、そこに何が課題があるんだらうってどう捉えられてるのかなと。そこの課題解決の部分を考えていかないといけないんじゃないなかとはいってるんですけど、その辺りはどういうふうな認識でしょう。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 担い手のほうが増えて、ただ年々こう爆発的に増えてるというのではなしに、徐々に増えていって、今30社程度になっているという状況です。能力のほうは、担い手が増えるということで当然増えてきておりますけれども、補助金の関係でありますとかいうことで、面積としては年度に上がってこない部分もありますし、ただこの事業者が全て市内で仕事をしているわけではなくて、国有林で仕事をしたりとか、ちょっと鳥取や岡山とか、冬場は南部のほうの仕事というようなこともありますので、そういうことで能力はもう確実に事業体が増えるんで上がってきます。それをいかにこう宍粟市内の山で仕事をしていただくかということとはまた、そのための補助事業なんかもつくっておるんですけど、宍粟市でやればたくさん補助金がもらえますよっていうようなことはやってますけれども、ベースとなる補助金のことなんかもあって、ちょっと年度の数字は今落ちたということだと思っております。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 また委員会でも聞かせてもらいますけど、要は、この補助の在り方の部分であったりとか、結局宍粟市の一般財源を入れて事業体を育てていって、それがほかで仕事してたら、稼いでくれたらいいと思うんですけども、でも宍粟市の基本的なこの補助事業って宍粟市の山を整備するために投資している部分が外に逃げるその現状っていうのをしっかりつかんでもらって、やっぱり何が足りないのかっていう根本的なところをね、解決にちょっと向けて動いてもらいたいなと思いたので。

以上です。

○垣口委員長 よろしいですね。

それでは、引き続きまして、里山林整備事業について、答弁を求めます。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 津田委員の御質問にお答えします。

広葉樹転換面積はどの程度増えたのかという御質問です。

令和4年度におきましては、彩の森林づくり事業を7か所で実施をしまして、そのうち4か所で広葉樹の植栽が行われまして、合計で1.04ヘクタールの樹種転換が行われております。

以上です。

○垣口委員長 答弁、終わりました。よろしいですか。

それでは、引き続き、農業振興及び多面的機能支払交付金事業を順次、答弁願います。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 失礼をいたします。

それでは、15番というところで、大畑委員からの質疑から御説明のほう答弁のほうを申し上げたいと思います。

まず大畑委員の質疑なんですけれども、合計で5点あります。これ続けてそれぞれ申し上げていきますので、お時間等、ちょっと時間頂戴しますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目です。水稻・黒大豆・小豆・山椒の実証栽培に係る成果、生産性、販路などというところの点です。

要は、山村活性化事業の実証栽培に係る4品目についてということなんですけれども。まず1点目、水稻につきましては、よく御存じのとおり、ネオニコフリーの特別栽培米ですね。ちくさの舞の栽培のほうを対応しました。面積にしますと、作付で563アール。収量が22トン余りという結果になってます。

こちらの販路につきましては、直売所、それから極端に言ったら今までなかったところ、スーパー、百貨店というようなところで多岐にわたってます。名称等申し上げますと、ヤマダスターであったり主婦の店、百貨店であったら阪急とか西武とか、というところで販路のほうを対応してます。

それから、黒大豆につきましては、宍粟市内北部東河内、それから西山のほうで30アール余りを作付をしています。新たな品種、それから従来の作付をしておる品種との収量の調査を実施しております。結果ですけれども、播種後、去年は非常に高温で、それから虫が多くてというところで若干の課題があったんですけれども、在来品種に比べて新しい品種のほう収量が多いという結果を得ております。

次に、小豆につきましては、千種町は西山のほうで11アールの作付をしております。品種は、よく御存じの丹波大納言です。作付の方法を畝間を狭くする栽培方法

ですけれども、密植栽培というのを実証しております。ただ、実証のほうは非常に順調に進んでおったんですけれども、獣害によりまして収量がほとんど見込めないというような結果になっております。

それから、山椒につきましては、約20アールの作付をいわゆる低樹高化での実証をしております。令和4年度につきましては、それこそ令和5年の2月にやっと剪定等を行いましたので、この令和5年度に収穫の際ですね、やはり時間の削減ができたというようなことの確認が取れております。

それから2点目です。多面的機能支払の成果、広域化の成果、新規加入などというところでお答えをいたします。

この事業、令和4年に設立を広域化ということでした。その組織に加入しておるのが、43集落になります。そのうち新規で加入をしたところというのが3集落にわたっております。一方、広域にまだ加入をされていないところというのは、ちなみに単独で15集落ということになります。成果というところなんですけれども、多面事業に取り組む組織が3集落増えたというところで、やはりこれまで新規組織の加入推進にあたりまして弊害となっていた事務作業、こちらの部分を一部広域化事務局が行うことで、いわゆる事務量が軽減されたということになっておるかなと思います。加えて、交付金額が増加したことも成果と言えるかと思っております。

それと3点目です。耕作放棄地の把握と対策に関する取組と成果に移ります。

耕作放棄地につきましては、農業委員会にお世話になりながら、毎年実施されている農地パトロールがございます。こちらの結果を情報共有させていただきながらというところで、いわゆる耕作放棄地対策の取組として事業を実施しておるのが、農地再生応援事業というのがございます。これによって、放棄地の再生あるいは林地化の支援というような対応をしておるところです。

それと4点目です。新規就農、それから定住促進奨励事業等の取組と成果についてというところで、お答えをいたします。

令和4年度ですね。新規就農それから定住促進奨励事業の取組につきましては、令和3年度からの継続の2名、それから令和4年度に新規の就農者が1名の合計の3名に対しまして、必要となる施設並びに機械等の費用の支援を行っておるところです。また国の事業としまして、農業次世代人材投資資金、あるいはいわゆる継続の事業でありますけれども新規就農者育成総合対策交付金というのがありますけれども、こちらにつきましても継続が4名、それから新規の就農が2名ということで対応してます。結果としましては、先ほどの2つの事業の中で、令和4年度は3名

の新規就農者ということになっております。

それから、5点目になります。有機農業推進法に関する取組についてというところで御説明のほうを申し上げます。

まずは、環境配慮型農業野菜実証生産管理業務というのがあるんですけども、こちらで有機農法による野菜の生産実証というのを実施しております。それこそ生産した野菜ですけども、こちらは昨年度千種学校給食センターに食材として提供いたしまして、その際児童生徒なり、それから保護者なりにもこの有機野菜ということについての周知を行いました。加えて、有機農業の関係で申し上げますと、化学肥料からのたい肥への転換というようなところで、地方創生臨時交付金を利用した形での補助というのも対応しておるところです。また、有機農法に近いことで申し上げますと、今当初水稻で申し上げましたけれども、特別栽培米ですね。こちらがいわゆる将来の有機農業へつながる事業というような認識をしておるところです。

続きまして、津田委員のほうからの多面的機能支払交付金事業の関係で御説明のほうを申し上げます。

御質問の総合計画で定めるまちづくり指標のどの部分に寄与したのかというところですけども、この事業、御存じのようにいわゆる地域が一丸となって農地、それから農業用地施設などの地域資源を守るとともに、農業、農村が有する多面的機能の維持管理を図るものでありまして、今回の総合計画で言いますところの、まちづくり指標で言いますと、6つ挙げておるんですけども、この事業自体ですね、少なからずおのおのの指標に関連があるかとは思っております。ただ、特に農地の荒廃の未然防止につながることから数値では表記は表示できませんけれども、耕作放棄田率の増加抑制につながっておるかなと思っております。

結果として、この事業で農地として1,000ヘクタール近い面積が農地として継続確保ができておると考えておるところであります。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

再質疑のある方、挙手願います。よろしいですか。

では、続けて新規就農支援事業の答弁を求めます。

神吉委員、大久保委員、津田委員、出ておりますので、順次、答弁を願います。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 失礼をいたします。

それでは、番号で言いますところの17、18、19というところで御説明を続けて申

し上げます。新規就農支援事業の関係になります。

まずは、神吉委員のほうからの御質問です。2点あります。それぞれ続けて御説明のほうを申し上げます。

支援の内容ですけれども、金銭的な費用の軽減だけかにつきましては、この事業、それこそ成果説明の事業内容のとおりいわゆる営農継続支援のための金銭的な補助ということになります。

一方、開始からどのくらいの期間、就農者に取組があるのかというところなんですけれども、いろいろな事業があるんですけれども、最初で申し上げますと、3年間という形になります。もちろん途中で所得が上がるとかいうことになったら止まるとかいうようなことがあるんですけれども、単純に3年というようなイメージを持っていただければと思います。

それから、続きまして、大久保委員からの御質疑です。

その他、特定財源とは何かというところの分です。

成果説明においてですね、市の事業である新規就農、それから定住促進奨励事業というのが説明の中にあろうかなと思います。これについては、市内で新しく就農を行う市が認めた新規就農者に対して奨励金を交付して、営農継続支援を行うという事業であります。先ほども少し触れましたけども、所得制限はありますが、3年間、年額100万円を上限に支援をするもので、令和4年度は、先ほど大畑委員の御質疑の中でも少し触れましたところもあると思うんですけれども、令和3年度からの継続が2名、それから令和4年度の新規の就農が1名というところで、合計3名でありましたので、この事業で言いますと、合計300万円という金額になります。これが、この市の事業の財源全額が、300万円が丸々その他特定財源の部分で、いわゆるブナ基金が該当するということになります。

それから、続きまして、津田委員からの御質疑に移ります。

単年度目標に対する成果がまちづくり指標の達成にどの程度寄与したのか。課題の抽出はできているのかというところで、お答えをさせていただきます。

単年度目標としましては、成果説明下のところに記載のとおり、2名以上の新規就農を目標という中で、令和4年度は3名の新規就農者を認定ということになりました。令和4年度末では、トータルで申し上げますと、14名が認定新規就農者となっております。現在も継続して営農されておるところであります。

この新規就農者ですけれども、一概には言えないんですけれども、5年を経過すると、いわゆる今度は認定農業者にもなり得るというようなところにも可能となり

ますので、まちづくり指標で言いますところの認定農業者数に結果寄与ができるのかなと思っております。53ページでしたか、基本計画の指標のところ令和2年の数字が32名という数字があったかと思えます。令和4年度末では、途中亡くなられた方とかいらっしやいますけれども、結果として34名が新規認定農業者という数になっております。

それと、成果説明書の評価にも記載をしておりますけれども、耕作放棄田率にもこの新規就農者が増えることで、その地域での農地利用増となることから結果として、耕作放棄地の発生防止にもつながったかなと思っております。

それと、課題の抽出ができてきているのかということにつきましては、やはり想像されるとおりかなと思えます。資金不足であったり、技術の習得であったりというところになろうかなと思えます。こちらの抽出の方法につきましては、県の龍野農業改良普及センターと市のほうで、いわゆる就農状況確認というのを毎年実施しております。そういった中で聞き取りを行って、どういうところが課題なのかというところを聞き取りを行っておる中で、いわゆる課題の解消、そちらについては技術指導、あるいは資金並びに経営サポートなどの制度、案内を直接行っておるところであります。

以上です。

○垣口委員長 答弁、終わりました。

神吉委員。

○神吉委員 分かりました。

いいですか、大畑委員のところのずっといってますけど、新規就農で質問します。

まず、支援の内容で金銭的な費用の支援だけですかってお伺いしたのは、農家を始めるに際して、いろいろな技術的などところの不安であったり、お困りごとなどを解決するっていうことも大事だと思うんですけども、そこはいろいろな講習とかどなたかの支援とかっていうのが、別のあるんじゃないかと想像したんですけども、その支援っていうのはないということですか。

○垣口委員長 池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 先ほどの少し触れたんですけども、津田委員の際の答弁にもありましたけれども。就農にあたっての、いわゆる就農相談、新規就農の相談っていうのをまず前段であります。そういった中で、こういう経営方法をしなさい、技術をこうやって取りなさいよというようなところの相談というところを対応しております。



以上です。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 そういう相談はあるけれども、現場でのいろは的なところは、自分の努力でしていくという形ですか。というのが、私その2つ目に書いてたのが、どれぐらい取組を続けてくれるのかっていうのを聞いてたんですけども。3年間は取組を支援しますよっていうことだったんですが、その取り組んでいる人はどれぐらい続けるのかっていうのをお聞きしたら、今でも14名が続けてやってくれるっていうことだったので。違うのかな、延べで16人やから、ちょっとそこら辺が分からないんですけど、ずっとその就農を続けてくれているのかというのが気になったんですが。そこに対しての支援であったり、どれぐらいの期間続けてくれているのかっていうのが聞きたかったんです。辞めていってしまう人もいるんじゃないかということも含めて聞きたいんですけど。

○垣口委員長 池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 失礼をします。

実際に新規就農、あるいは認定農業者なりというところでされている方で、やはり廃業されたというか、辞めた方っていうのは、記憶では1名はいらっしゃろうかなと思います。その方については、体調を崩してというか、そういった部分での廃業というようなことになっておるかと思います。

以上です。

○垣口委員長 よろしいですか。

津田委員。

○津田委員 この事業もずっとこうしてて、これ今例えば、新規就農者の支援をこうずっとしててですね、実際、ほとんどの方がこれ認定農業者を目指してこの事業をやろうとされてるんですか、その辺り。農業でもう生計を立てていくっていうような方が多いんですか。

○垣口委員長 答弁、できますでしょうか。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 失礼をします。

農業だけで、正直申し上げると、所得というのが非常に上がるというのが、正直難しい部分があるかなと思います。うちのほうも、いわゆる350万円程度ですね、そこを超えるか超えないかで、先ほどの補助金というか、そちらを100万円まで出す、出さないっていうような制限が出てくるので。ただ、その350万円という金額

で生活が、生計ができてるかどういかっていうところになると、ちょっとお察しのおりかなと思います。やはり兼業の部分が少なからず出てくるんかなという気はしております。

以上です。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 市としては、この事業を続けていくことで認定農業者を増やしていこうという考えでこの事業をされてるわけですね。だからそうなってきたらそのあとの販路の部分であったりとか、そういった部分の連携の部分であったりとかですね、売れる仕組み、これが山村活性化事業なのかなと。そんなんはあるのかなと思ったりするんですけど、大枠のそういう基本的には、この事業は認定農業者を増やしていく事業っていう認識でよろしいですかね。

○垣口委員長 村上副課長。

○村上農業振興課副課長 新規就農の関係なんですけれども、基本的には、認定農業者を目指される方の入り口となっている認識しております。

○垣口委員長 津田委員、よろしいですか。

多面的機能支払交付金事業のほうについて、何かありますか。ありませんか。なければ、引き続き、次の事業に移ります。

山村活性化支援交付金事業について、答弁を求めます。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 失礼します。

それでは、津田委員からの山村活性化支援交付事業に入ります。

事業目的である、雇用の増大・耕作できる農地の増大にはどのように寄与したのか。また、販路の確立は図れたかという部分ですけれども、この山村活性化支援交付金事業ですけれども、先ほど少し触れましたけれども、4品目についての実証法を設置して令和4年度から3か年間で栽培の検証、あるいは技術の確立、それから販売の促進、新商品の開発などに取り組むというようなことで、ひいてはそれが雇用の拡大、耕作できる農地の増大にも寄与できる、寄与しようとする事業であります。この事業なんですけれども、それこそ令和4年度から始まっておる事業です。本当にこう始まった年が令和4年度というところがありますので、雇用の増大あるいは耕作できる面積の増大というのには、直接つながってはおりません。ただ、先ほども申し上げましたけれども特別栽培米なり、これの販路の確立、新たな販路の確立というような形では令和4年度できたかなと考えておるところです。

以上です。

○垣口委員長 答弁、終わりました。よろしいでしょうか。

津田委員。

○津田委員 ここも3か年の事業で、まあまあ初年度だったので。今後の3か年ですけどもう半分もう終わってますのでね、ある程度このまたビジョンなんかがね、また委員会なんかで見させてもらえたらと思いますので、またお願いします。

以上です。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 新規就農のところで聞き忘れてたこと1件、聞かせていただいていたいいですか。

事業期間が令和4年までとなっているんですけど、これは終了する事業なんですか。

○垣口委員長 池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 成果説明書のところですよ。

実は、市の事業とそれから国というか事業がありまして、簡単に言えば、事業名が変わったというイメージを持っていただいたらなと思うんですけども、令和4年度からは内容が変わったということで、金額的には例えば150万円とかっていうもの自体は変わってないと、御理解いただいたらなと思います。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 ということは、令和4年度で新規就農を始められた3名の方と令和5年度で違う事業名で始められる方も同じ条件で続けていかれるということですか。

○垣口委員長 池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 いわゆる国のほうの新規就農者育成総合対策というのが、今現在の事業なんですけれども、以前は、いわゆる農業次世代人材投資資金というような名称でありまして、基本的には先ほど申し上げた150万円が、例えば3年というようなパターン、失礼しました、5年間というのが次世代というの、以前までが5年間になります。今現在の部分については、同じく150万円と同じような3年間という形で継続されるということになります。

○垣口委員長 神吉委員、よろしいですか。

引き続きまして、農業経営スマート化促進事業についての質疑を行います。答弁を求めます。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 失礼します。

それでは、八木委員からの御質疑です。

農業経営スマート化促進事業において少ない予算だが、どのようなスマート化ができたかというところであります。

農業経営スマート化促進事業というのがいわゆる県の事業、スマート化促進機械促進事業というものがあまして、これに要はこうしておるものであります。補助対象者なんですけれども、これが経営の多角化、高度化に取り組む集落営農組織及び農業法人などということになります。この事業の名称にスマート化となっておるんですけれども、恐らく農業用ドローンあるいはリモコンの草刈り機、自走式のトラクターなりの農業機械なりをイメージされるかなと思うんですけれども。この事業自体がですね、そこそこ補助対象としては一般的な農業機械の導入、あるいは活動の経費、それから法人運営に必要な経営、労務管理の知見を有する人材の雇用なりが対象になってくる事業になります。令和4年度につきましては、この事業を活用した法人につきましては、いわゆる雇用の拡大を図るため、プラス就労化を図るというところでの農業機械を購入した分の補助という形になっております。

結果として、1名の雇用を確保することに事業としても寄与できたかなと思っておるところであります。

以上です。

○垣口委員長 八木委員、よろしいですか。

それでは、引き続きまして、中山間地域と直接支払交付金事業についての答弁を願います。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 それでは、津田委員からのこの補助事業で耕作放棄地増加をどの程度食い止められたかについて、お答えをいたします。

基本的には、この事業、中山間の事業ですけれども、言えば5年間は協定農用地の保全というのが必須になります。そういった意味では、数値では表せができませんけれども、当該事業があることで地域が一体となって共同活動をしながら維持管理という部分であれば、結果として協定農用地の合計で申し上げますと、354.9ヘクタールが農地として継続確保ができたかなと思っております。

以上です。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 津田委員。

○津田委員 ありがとうございます。

この産業部全体でですね、これ耕作放棄地の止めるとかもこのまちづくり指標に関しても、言うたら1つの事業で全部が担ってるわけでもないと思うんですよ。横断的にいろんな事業を組み合わせながら、このまちづくり指標に向けて進められてると思うんですけど、それを単年のことに令和4年度では一応こういう実績でしたって、いろんな産業部以外のところも、ほぼ例えば農業とか林業なんていったら主にやっぱり産業部の部分だと思うんですけど、それがこの令和4年度でどこまでの進捗が、どういう成果が出てるかとかっていうのをなんかこうまとめられたりとかはしてるんですか。総合的にまちづくり指標のここまでは、この令和4年度に関してはここまでっていう、今農業のところをちょっと言わせてもらったんですけど。取りまとめしたりとかはしてるんですかね。

○垣口委員長 池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 委員のおっしゃった内容につきましては、いわゆる令和4年度単年度、令和5年度というようなところでの目標というか、それは設けてはおりません。

○垣口委員長 飯田委員。

○飯田委員 この中山間地の交付金なんですけれども、農地を維持するという形のものだということなんですけれども、要は、耕作はしていないけれども、農地としていつでも使用できる状況に置くということやと思うんですけれども、実際に、これが5年協定の中で、5年間は守られるということなんですけれども、そこだけが目的なのか。じゃあ次にいわゆる新規就農者であったとか、そういう方にいつでも耕作できるとかいう形のものとして貸し与えることもできるという状況を維持しようとするのか。単に荒廃地にならないように維持を求めているのか。その辺、最終目的がどこにあるのかという部分がちょっと見えてこないんですけれども、その辺のところはどうなんでしょう。

○垣口委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 おっしゃられるように、中山間のこの事業もそうですし、多面もやっぱり農地を維持していくために必要なものだということで。産業部としましては、今後やっぱり守るべき農地っていうのを明確にしていけないといけんと。それで、そういった中で、中山間とか多面とかそのほかいろいろ農振農用地の関係も含めまして、やっぱり地域の中心的な担い手にその農地を守っていただくと。そういったことを目途に、今後地域計画というんですけども、そういったものにま

た目を向けていきたいというふうには思っております。

○垣口委員長 飯田委員。

○飯田委員 先ほどからあります、山椒であったり小豆であったりとかいろいろな実証実験をされておりますよね。やっぱりそれがそこにつながっていくのかなというふうには思ってるんですけど、それが最終目的であることと考えていいということにはなりませんか。

○垣口委員長 中村次長。

○中村次長兼森林環境課長 一応、その作物のほうもですね、山椒であったり、そういった宍粟市として、いわゆる今後付加価値的になるようなそういった作物もそうですし、当然水稻も付加価値をつけるようなものを今考えているという状況の中で、やっぱりそういったところにも目を向けていく必要はあるのかなとは思っています。

○垣口委員長 飯田委員、よろしいですか。

神吉委員。

○神吉委員 この補助金という7,600万は、資料のほうで18ページにいただいているんですけど、具体的に何に対する補助をされているのかっていうのが分からないんですけど、教えていただけます。簡単でいいです。何に対するものか。

○垣口委員長 答弁できますでしょうか。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 18ページのほうを御覧をいただく中で、いわゆる協定農用地というのがあります。それに対しての田、畑ですね。それぞれの急傾斜地あるいは緩傾斜地であったりというところで、単価が定められております。それを言えば単純な掛け算をする中で、この金額が出来上がるということになります。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 地域の人が何をするための維持をするための費用ってということですか。どんなことをするんですか。

○垣口委員長 答弁、できますでしょうか。

北本次長。

○北本次長兼北部事務所長 失礼します。

基本的に中山間事業については、農用地の維持管理と保全管理ということを重点的にやっておりますので、荒廃農地ができないようにするために、あらかじめ決めた協定面積に基づいて交付金が出されております。

以上です。

○垣口委員長 よろしいですか。

審査の途中ではありますが、ここで10時45分まで休憩したいと思います。

午前10時35分休憩

---

午前10時45分再開

○垣口委員長 休憩を解き、審査を再開します。

まず冒頭に、通し番号27番の商工業振興を、31番就職就労活動支援事業の後へ移動させていただきます。

それでは、鳥獣対策事業に対して、答弁を求めます。

八木委員から、神吉委員、大久保委員、津田委員の質疑に対して、順次、答弁を求めます。

池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 失礼をいたします。

それでは、鳥獣対策事業のほうで御質疑あった分、お答えをさせていただきます。

その前に、先ほど神吉委員のほうから中山間の関係で、恐らくは作業の内容というか、どういうことをするのかっていうところを聞かれたのかなと思います。簡単に申し上げれば、いつでも農地を使える環境というところの耕うんであったり、非常に畔が広いのでその草刈りというような作業が該当していくるということになります。

それでは戻りまして、鳥獣対策事業のほうに移ります。

まず、八木委員からの、シカ捕獲個体搬入等支援事業の執行額がないのはなぜかというところになります。

この事業ですけれども、令和4年度から実施されたものですが、この事業についての支援というのは0件ということになっております。こちらの理由なんですけれども、それこそ事業内容について狩猟者ですね、それから処理加工施設の双方の折り合いが正直ついておりません。結果、平行線をたどっており、事業の活用ができていないというのが現状です。それこそ少し簡単に申し上げますけれども、先ほど申し上げた折り合いっていうところでは、狩猟者側からしますと、加工施設に搬入の際、無料で引き取りをしてもらえて、さらにこの事業で2,000円もらえるというようなメリットがあるんですけれども、言えどどんな個体でも引き取ってほしいという思いがあります。あるいは、1日に引き取りの数に制限が、やはり処理加工施設のキャパっていうのがありますので、制限を取っておるんですけ

れども、制限を外してほしいというようなところですね。要は、例えば今現在5頭なんですけれども、それを超えたらもう引き取りがその日はできませんということになると、この事業が使える、不公平が出てくるというようなところで、少し狩猟者側からはいう話があります。

それと、処理加工施設からすれば、いわゆる銃器による捕獲分ということになると、やはり銃弾が体内に散乱してしまうというところで、いわゆる異物の観点、それから血抜きが困難というところで、この事業の県の当初の目的といいますと、ジビエであったりドッグフードに使えるよということなんですけれども、結果的に食肉なりに使えないというようなところで、その部分を取り込みができないというか、納品をさせてもらえないというようなこともあります。

それから、先ほど申し上げたように、やはり処理の施設のキャパというか制限を設けないと設備や人手が足りないというようなこともありますので、全くこの事業が進んでいない状態です。

今後今年に入って、8月なりにも何回か協議をしておるんですけれども、今後も根強く猟友会あるいは加工施設との協議を重ねながら、妥協案であったり打開策というのを見出して、何とかこれが使えるようなところを進めさせていただければなと思っておるところです。

それから、神吉委員からの御質疑です。

事業の対象者は家庭菜園等も含めた市民なのか。それからおどし用玩具銃や爆竹等の花火の補助は団体に対してもないのかというところなんですけれども。

まず1つ目が、家庭菜園の関係、市民という部分ですけれども、この事業そもそもですけれども、有害鳥獣による農作物の被害防除の徹底が目的です。いわゆる農業経営、農業生産をされるところが目的と。結果的には、いわゆる農家さんというか、農業従事者が対象となっておる事業と御理解をいただければなと思います。そうやってしまうと、何かこうほかの市民の方、家庭菜園の方っていうのがないがしろになっているようなイメージがあるかなと思うんですけれども、いわゆる家庭菜園あるいは小規模な自家用野菜、消費野菜を作られてる方につきましては、御相談があれば、今現在、小動物捕獲用檻っていうのを無償で貸し出しをしたり、あるいはこうこう獣害があるんだというような相談がありましたら付近の猟友会の会員さんを紹介する中で、箱檻を付近に設置をいただいて対応をいただくというようなこともしております。

それから、おどし用玩具銃、それから爆竹等の花火の補助というのは、団体に対



してもないのかというところなんですけれども、結論を先に申し上げますけれども、玩具銃あるいは花火等への補助というのは、ありません。

ただ野生鳥獣の追い払いなどの相談がありましたらそちらについては当課で保管をしております花火、打ち上げ花火というかロケット花火ですね、そちらを提供したり、あるいは熊、あるいは猿、それに限らずですけれど、追い払いの際はですね、課員が轟音玉という非常に大きな音が鳴る花火的なものがあるんですけれども、これを鳴らす保安教育講習というのを受講しておりますので、言われたときには農家へ、自治会からあれば、それを鳴らすというような対応も行っておるところです。

それから大久保委員からの御質疑です。

全体の事業費に占める一般財源の割合が高いですが、これ以上の国の国県支出金は見込めないのかというところなんですけれども。

鳥獣対策事業においては、成果説明の中で大きく言いますと、防護柵の設置事業と、それから6件の有害鳥獣捕獲事業というのがあります。全体で御覧いただいたとおり3,399万5,000円の決算ということになっておりまして、これに対しての県の支出金と言いますと、割合で言うと、確かに17%と低いように見られるかなと思います。

実は県のこの先ほど申し上げた事業のうち、県の補助対象というのは、先ほどの6件の有害鳥獣捕獲事業のうち、数字で①ですね、有害鳥獣捕獲事業、それと②の鹿有害捕獲促進支援事業における、捕獲した鳥獣の種類であったり、成獣あるいは幼獣によって単価があるんですけれども、その部分のみが補助対象ということになります。

結果として、この2つの事業での補助金の合計というのは、1,442万8,000円ということになりまして、結果的にはこのうちの補助が581万4,000円ということになりますので、4割強が補助をいただいております。

はい、以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

池本次長。津田さんののが抜けてますね。お願いします。

○池本次長兼農業振興課長 失礼をしました。

津田委員の引き続き、御質疑のお答えをいたします。

人口減少が進む中、ICTを活用した鳥獣対策等は令和4年は検証されたのかということでございます。

こちらにつきましては、成果説明なりにも記載がないですけれども、令和4年度

のICTを活用した鳥獣対策ですけれども、1つに、宍粟市の有害対策推進協議会というのがあります。そちらで鳥獣対策モデル集落っていうのを対象としまして、有害鳥獣への対策への取組を実施しております。

このモデル地区におきまして、例えばですけれども、センサーカメラを設置、それから同じくセンサー捕獲檻を活用して、捕獲に取り組んでおります。

またSNSなりを活用して、集落内の防護柵の点検結果や有害鳥獣の集落内の活動状況の情報共有も行っておるところです。

また、県が事業で実施しておるんですけれども、聞き慣れないかもしれませんが、ハンタードローンというのがあります。こちらを活用した銃器による、鹿、猪の捕獲実証というのが、市内で2回実施、前年はさせていただいております。

ハンタードローンというのが、夏になると猟犬が非常やっぱり暑いので動きが悪くなります。そういった意味ではドローンに大きなスピーカーで犬の鳴き声なりを鳴らしながら、追いかけていくというようなものがあるんですけれども、そちらを使っての実証実験というか、そういうのもしておるところであります。

はい、以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

再質疑のある方は、挙手を願います。

神吉委員。

○神吉委員 おどしのところだったんですが、民間の方もものすごく鹿とか猪の被害を受けてられるというのを、ちょっと個人的にもよく聞いているので、それに対してどういう支援があるのかということをお伺いしたかったのですが、基本はもう認定であるとか、先ほども出てきた言葉で言うと認定農業者のような方々を対象にした事業であるということですか。

○垣口委員長 池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 言葉が滑ったのかもしれませんが、僕、認定農業者とは申し上げてなかったと思います。恐らくは、恐らくというよりも、一般的に農会であったりっていうに所属する農業者というような括りで考えていただいたらなと思います。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 なおかつその相談も受けますよというようなスタンスで、市側は農家以外の方々の相談も受けますよということでもいいですね。

○垣口委員長 よろしいですか。

そのほかに再質疑ある方。よろしいですか。

大久保委員。

○大久保委員 今、財源内訳のところは説明でよく分かったんですけども、その主な費用のところですね。補助金というのは当然分かるんですけど、この負担金の部分というの、いう部分のもう少し詳細を教えてください。

○垣口委員長 池本次長。

○池本次長兼農業振興課長 失礼をします。

先ほどの補助金の関係というのが、1年間で言いますところの有害鳥獣捕獲期間というイメージになります。なので4月から11月の14日かな、ぐらいまでになるのかと思うんですけども。

一方で、いわゆる狩猟の許可が得ている期間、その逆の期間ですけども、そちらにつきましては、例えば鹿を捕獲した際の分については、兵庫県のほうから、その取った狩猟者のほうに、補助金というか、が出ます。その分に対して市が県へ幾ら幾らというような形で出していくというのが負担金になります。

以上です。

○垣口委員長 大久保委員、よろしいですか。

そのほか、ありませんか。

ないようですので、次に進めます。

通し番号28番へ行きます。産業立地促進事業、答弁をお願いいたします。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 津田委員の産業立地促進事業についての御質問です。

成果を見ればかなり受け身の姿勢だが、地域課題解決へ向け市独自の誘致活動は行っていないのか、営業部との連携はあるのかという御質問についてです。

現状においては、誘致活動として積極的に企業訪問などは行っておりませんが、兵庫県下の企業誘致の情報を収集して把握しております、県の投資サポートセンターとの意見交換でありますとか、そのサポートセンターへの物件情報の登録などを行っておるところです。

以前より、産業立地促進条例のこの助成制度、他市町に比べても非常に優遇制度のあるところを武器として、市外企業の進出や市内企業の市外流出防止を図っておるところですが、令和4年度におきましては、市外企業からの具体的な相談は6件ございました。

ただその中でいろいろと企業のほうで検討される中で結果としましては、用地の

確保であったり、そこに勤めていただく人材の確保、またその他いろんな事情によって、立地の決定には至っておりません。

また、市内企業の認定は1件しておりまして、ここにつきましては、今後市内で操業をされると、新規操業ではありませんが、操業を拡大されるということが決まっております。

なお、営業部との活動のこの連携というところですけども、営業部が企業に訪問される中で、宍粟市で立地をしたいというような相談がある場合につきましては、助成制度の紹介などで誘致に向けて誘導していくことにしておりますけども、今のところ立地希望をされる企業はないという状況になっております。

以上です。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 この質疑の意味というのは、要はこの事業自体が本当に今の時代に即しているのかというところの見直しもこれそろそろ入れていかないといけないのかなとは思ってるんです。

先般、一般質問でもさせてもらいましてけども、本当に今、企業を訪問するんじゃないくて、ほとんど自治体の方が一本釣り、こういう地域課題があるからそれを解決してくれているスタートアップ事業であったり、そういうベンチャー企業であったり、そういったものをピンポイントで拾い上げに行かれてる自治体、結構多いんですよ。それに対して、そういう活動っていうのは、今現時点ではされてないっていう認識でよろしいんですかね。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 現状においては、委員がおっしゃるように、一本釣りというような形で業種を特定して営業をかけているということとはございません。

今のところ、条例の制度も業種を問わず立地を支援をするという立場を取っておりますけども、平成28年度以降、この事業に取り組んでますけども、向こう近年では非常に人手の不足、人材不足いうところがクローズアップされてきてまして、先ほども少し申しましたが、令和4年度中に6件の相談を受けた中でも、やはり最終的には人が集まらないというようなことが、撤退と言いますか、立地が成立しなかった要因にもありましたので、そういったところも含めて制度の見直しも考えていきたいと考えております。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 本当にこれ全国的に製造業の人手不足の感もありますので、大きな工場

が来て、人を、そこでじゃあこれだけの今の規模で、就業人数なんか、当然この街にいないですから、逆にそういう小さな事業でもここで起業していきたくなるようなそういうちょっと仕組みづくり自体を考えないといけない時期に来てるんだとは思ってるんですけども。

分かりました。今先ほどの答弁を聞いて、そこまで至っていないという話だったので、理解できましたので、またそれは後日。

○垣口委員長 よろしいですか。

大久保委員。

○大久保委員 この産業立地のこの事業がちょうどこれができる時、私の前職の関係もあって、流れが分かってるんですけども、宍粟市内の企業が出て行かないように、また宍粟市にほかの企業が入って来やすいようにそういうことで制度設計された事業やいうことは十分承知してて、今の課長のお話もよく分かるわけなんですけれども、やっぱり宍粟市の1つの、さっきの説明の中にもあった、受け皿として立地のところとか、他から来て話はあるんだけどなかなか成立しない一つの要因として、これはもともと工業団地がないというのが前提にあって、そのこととしてこの産業立地いうのが、この事業が生まれてる。福崎でも加西でも工業団地があるけれども、宍粟市にはない。その中でどういうふうに地元の企業がほかに行かないように、また外部から少しでも入ってきていただけるようにいうところでは、ちょうど今の課長のお話にもあったことを勘案したら、一度、費用対効果のところ、そういう行政が土地を工業団地いうんですか、そこまでいかなくても土地を確保していくというところと、費用対効果を見ていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、どう思われていますか。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 費用対効果のところにつきましては、市内で操業を続けていただく、また外から新たに入ってきていただくことで、税収面で収入が上がるというところ、またいろんな関連した部分で上がってくるということで期待はしますが、その工業団地の課題につきましては、これも制度を設計した時点からずっと課題となっております、その用地の確保であったり、その辺りのところをなかなか研究をする中でも具体的な策というのがまだできてない状況ですので、昨今のいろんな人材不足とか、その辺りのことも含めまして、また研究を続けたいと思います。

○垣口委員長 よろしいですか。

津田委員。

○津田委員 さっき費用対効果の話出ましたけど、実際、補助金をこれだけ出して、例えばこの何年後で、例えば税収がこう上がってとか、そんな雇用がどれだけ生まれて、費用がここで、売上げがこれぐらい上げてくれたら税収がどれぐらい上がるんだとあって、そういう検証って今されてるんですかね。されてないですよ。あるんですか、何か。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 具体的に、例えば、Aという企業が進出してきて、これが例えば5年間なり課税を免除して補助金を出したことを、どこで回収できるか、その細かいシミュレーションはできておりませんが、他市にも勝る優遇制度で起業を呼んでくる、市内で操業を続けるという今観点でやっておりますので、今後この制度を十分検証して、次につなげたいと思います。

○垣口委員長 よろしいですか。

それでは引き続きまして、就職就労活動支援事業の質疑に移ります。

飯田委員、大久保委員、津田委員から出ております。順次、答弁をお願いいたします。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 続きまして、就職就労活動支援について、まず飯田委員の御質問です。

わくわ〜くステーションの相談による就職件数が201人と述べてきているが、定着率など、その後の追跡調査はされているのかという御質問です。

就職後の追跡調査につきましては、このわくわ〜くステーションで行っております生活困窮者自立支援のメニュー、こちらについてはアフターフォローとして実施はしておるんですが、一般の就職関係につきましては、追跡調査は実施をしておりません。

ただ、参考までにですが、厚労省による雇用動向調査の令和3年度の数値が公表されておりますが、ここでは離職率が13.9%ということで、全国的にはここ近年はずっと減少傾向にあるということですので、宍粟市においても定着しておるものと考えております。

○垣口委員長 順次、答弁をお願いします。

○藤原商工観光課長 続いて、大久保委員の御質問です。

全体の事業費に占める一般財源の割合が高いが、国庫支出金など見込めないのかということと、その他、特定財源とは何かということです。

この就職就労活動支援の事業につきましては、商工会、それから西兵庫信用金庫との3者包括連携の取組を中心とした市の独自事業ということもありまして、国や県の支援メニューがないのが現状です。

この特定財源のところなんですけども、成果説明書の84ページに記載があります。その他特定財源の470万2,000円の内訳につきましては、たつの市と佐用町、上郡町との定住自立圏形成協定に基づく無料職業紹介事業への負担金ということで、462万2,000円。それから、わくわ〜くステーションのコピー代を委託者から、受託者から負担金として8万円いただいております。こちらが特定財源となっております。

次に、津田委員の御質問ですが、年間就職者数は達成しているが、継続して就労が続いているのか。委託料に見合った成果が出ているのか。また、市内企業の人材不足解消や人口流出に寄与しているのかの検証はされたのかという御質問です。

まず、継続して就労が続いているかにつきましては、先ほどもお答えしたとおり、継続した就労については、個人的なことでもありますので、追跡調査は行ってないところですよ。

また、委託料の成果としましては、全国的にも人材不足が深刻化するそういった中で、宍粟市の就職者数っていうのが、令和4年度で201人ということで、年々増加しております。その中でもこの約9割が市内での就職ということでもありますので、市内企業の人材不足解消と人口流出の抑制に一定の成果があるものと考えております。

また、宍粟市はハローワークまでの距離が他市町と比較しても遠いということもあります。この市内に職業紹介所を設置しておるということで、求職者にとっても、求人を求める企業にとっても地元雇用につながりやすい環境整備に寄与しているものと考えております。

以上です。

○垣口委員長 答弁、終わりました。

飯田委員。

○飯田委員 就職件数は、201人と伸びてきておると。全国的に見ても13.9%の離職率という部分で、その程度はあるんであろうという考え方は理解できます。

それと先ほど産業立地の部分で市外からの問合せが6件あったと。それを進めていく中でやっぱり人材を確保できないとかという話があるということなんですけど、この201人という部分で、結局市内の企業が求めている人材というのが単純労働であったりするのか、また一定のスキルを必要としているのかっていう部分が、結局

外部からの人員確保が難しいという部分との整合性がどうなのかなというの思う  
ですけれども。その辺のところについて、どういうふうに見解を持たれていますか。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 今回201人が就職につながっておりますけれども、わくわ〜く  
ステーションでは就職の求人票については正職員もありますし、パートやとか、ま  
た時間を区切ったのいろんなケースに対応できるような様々な求人情報を取り扱っ  
ております。

そうした中で、人手の不足というところは、いろんな正規を除いても人手を確保  
できておるとは思いますが、人材ということになると、例えば特定の業務であ  
ったりとか、そういったところを担う人材は不足しておるようなところもあります  
ので、人手の不足、それから人材の不足というところをまた今後しっかり支援でき  
るようなことを考えたいと思います。

○垣口委員長 そのほか、ありませんか。

津田委員。

○津田委員 ちょっとこの1点、確認させてください。

まずこの委託事業者に対して、委託事業者ってこれ基本的には運営だけをやっ  
てる、運営を委託してるわけですね、わくわ〜くステーションの。そこで基本的  
には、新規の求人を新しく探して来てもらうことっていうのは、例えば何か数値目標  
とか、そういったものを設定されているのか、まずはそれが1点お聞かせいただ  
きたいのと。例えば、就業者数を一定この数字まではやってもらわないとだめだとか、  
そういうのが契約上、この中に入ってるんですか、それは今。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 仕様書の中にも具体的に何件というようなことは示してはおり  
ません。ただ、いろんな職業相談を受けて、しっかりマッチングしていくというこ  
とで、業務自体には設定はしていません。ただこの就職就労活動支援として目  
標数値を行政のほうで設定しておる、そういう状況です。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。そしたら、例えば就職者数が減ったとしても、例えば市  
内の求人をこの委託事業者さんが、市内の事業者をずっと回って新たな求人を今探  
して来てくださってる状況なのか。それとも求職者の方、求人を出したいんだとい  
う方が来られるのを待ってるような状況なのか。その辺りがちょっと余りよく見え  
ないなと思ったんですけれども。内容だけ、そこだけちょっと教えていただけます



か。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 職業紹介所、わくわ〜くステーションのほうへ企業の方が求人情報を持ってこられる件数も、先ほども紹介したとおりあるんですが、わくわ〜くステーションの受託事業者が実際に企業の掘り起こし、求人の掘り起こしというのは継続してやっております。

それも一定数、営業で回っていくと、新たな開拓数は限られてくるんですけども、ただ例えば、子育て世代への支援ということで、時間を限定した求人がないかとか、そういった新たな視点でも開拓してもらってますので、ハローワークの情報も併せて、またわくわ〜くステーションとうちの求人情報、いろんなパターンの求人情報を開拓してもらっておる、そんなところですよ。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 あと1点、これ今、要は龍野のハローワークとこれつながってるわけですよ。そこの求人、見れる。ここを運営されてるのは何名でされてるんですかね。常時いらっしゃるのって1名か2名でしたよね、確か。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 ちょっと正確に数字が把握できてないんですが、健康福祉部の生活困窮者支援の部分の関わりもありますので、常時、わくわ〜くステーション1階の事務所に詰めておるのが、4名から5名というような状況です。

○垣口委員長 はい、よろしいですか。

そのほか、ありませんか。

なければ、大畑委員の商工業振興についての答弁を求めます。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 それでは、大畑委員の商工業振興についての御質問です。

まず1点目ですが、人材力フル活用プラットフォーム推進会議の役割と取組の成果についてです。

この件につきましては、この人材力フル活用プラットフォーム推進会議につきましては、市と商工会、西兵庫信用金庫さんの3者包括連携協定に基づく新たな挑戦をしていこうという枠組みの中で、令和元年度に設立したものでありまして、地域創生戦略委員会の実働部隊としての役割を持っております。

3者が互いに知恵を出し合いながら、定住促進、人材育成、人材確保に向けた取組を実施しておるところでありまして、まず1つには、実践型インターンシップ、

また2つ目にはビジネスマッチング、また3つ目には合同企業説明会など、大きく3つのこの柱で事業を展開しておりまして、令和4年度の成果としましては、実践型インターンシップ、こちらには1社が取り組みまして、企業価値や認知度の向上へつなげております。

また、合同企業説明会 JUMP UP SHISO というネーミングでやっておりますが、こちらには市内企業23社に参加いただきまして、市内の高校2年生など、参加者121名に企業説明を行っております。

ただ、ビジネスマッチングにつきましては、コロナの影響もありまして、令和4年は開催ができていない状況です。

次に、2点目の総合的な仕事の相談窓口の業務委託に関する成果についてですが、令和4年度の実績としましては、求職者の来所が3,087名、また企業の求人の来所数が185社、そうした中で就職者数が先ほど来ありますように、201名となっております。人材不足の影響もありますが、わくわくステーションに登録のある求人数や就職者数につきましては、年々増えておりまして、市民の就職につなげる場として定着していると考えております。

また、3点目の市内企業とのビジネスマッチングについての取組と成果のところなんですけど、令和4年度については、先ほども申しましたように、実施ができておりません。

このビジネスマッチングにつきましては、令和元年度までは山崎文化会館を会場として、市内の企業の出店による産業展のような形で行ってございましたが、令和2年度と令和3年度はコロナの影響もあって、オンラインを活用したセミナーですとか、商談会を開催するなどしてございまして、今後も引き続いて新たな商品開発や販路拡大の取組を検討していきたいと考えております。

最後4点目なんですけど、企業立地促進事業の成果ということで、雇用の創出、市税のアップにつながっているかというところなんですけど、現在のところ、雇用の数というのが累計で245名となっております、そのうち新規地元雇用については169名となっております。

企業の規模拡大や進出ということになりますので、売上げの増加による法人市民税の増であったり、立地による固定資産税の増、また雇用者の市民税など税収につながっておるものと考えております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

再質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは引き続き、楓香荘跡地整備事業の質疑に移ります。

答弁をお願いいたします。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 続いて津田委員の楓香荘跡地整備事業についてです。

地元協議では、アウトドア推進事業に沿った市の方針説明や地域の理解は得られたのかという御質問ですが、このアウトドア活動の推進計画にも記載がありますように、楓香荘跡地の活用というところで、この有効な活用に向けて計画段階から地元協議を密に行ってきております。

現在施行中の解体工事の進め方ですとか、解体した後の跡地の整備方針につきましても、地元自治会の意見も組み入れながら、事業全体の理解を得て進めておるところでございます。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

よろしいですか。ほかの方もよろしいですね。

それでは引き続き、観光駐車場整備事業について、順次答弁を求めます。

神吉委員、大畑委員、津田委員、出ておりますのでよろしくをお願いいたします。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 観光駐車場整備事業についてです。

神吉委員から債務負担行為の提案の際の付帯決議により、計画段階から検討されてきた関係者による運営方法を定める議論が、時間的余裕がなくなりできなくなったが、工事については当初の設計どおりのものができたのかという御質問です。

当初計画では、整備後の駐車場は有料の駐車場として計画しておりましたが、出入口には簡易な料金徴収機を設置する予定でありましたが、工事着手前での料金制度設計を完了させるとの付帯決議を受けたことを重く受け止めまして、使用料を無料として工事着手を最優先させた結果、料金徴収機については設置しないことで変更をしております。

ただ今後、料金徴収機を置くとなった場合は、その置くスペースは整備しておりますので、今後の方針により、設置は可能な形にはしております。

その他の基本的な設計内容については、当初設計のとおり完成しております。

○垣口委員長 随時、答弁を求めます。

○藤原商工観光課長 続きまして、大畑委員の観光振興の部分は、これまとめて。

○垣口委員長 先に津田委員のほうをやっていただいて、最後に大畑委員をまとめていただけますか。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 続きまして、津田委員からの観光駐車場整備の御質問です。

観光客受入態勢の充実を図ることで整備されたが、藤祭り、もみじ祭り以外の観光誘客の施策は、令和4年度に何か検討されたのかということ。また駐車場を整備しただけなのか、ソフト面の施策について何うという御質問です。

この宍粟山崎観光駐車場の設計段階から、藤祭りやもみじ祭り以外の時期にも駐車場の使用が高まるような商店街の賑わいづくりの意見というの、商店街のほうからも出ておりましたが、現段階では新たな誘客につながる施策の具体的な立案には射たってはおりません。

一方で、普通車専用の駐車場として整備をしておりますが、緊急時も含めて大型車両の乗り入れも可能な設計にしておりますので、今のところ藤祭りやもみじ祭りの期間を除いた時期につきましても、酒蔵通りへの観光目的での観光バスの受入れ、これについてもたくさん問合せがあって受入れを行っている状況であり、引き続き、商店街等との連携による研究を進めていきたいと考えております。

○垣口委員長 とりあえず観光駐車場整備事業について、再質疑ある方、お願いできますか。

津田委員。

○津田委員 これ一応、先ほどの答弁聞きまして、料金について、議論されているということだったんで、その経過をまた委員会に出してもらったらいいなと思いますんで、どんな議論をその後されて、有料化、我々の付帯決議があったから無料になったみたいな話だったんで、その後料金設定についてどんな議論を部局の中でされたのか、またこれ委員会でいいと思います。

後は、酒蔵通りとかで観光のバスとかの問合せがあるって、どれぐらいの数が来てるんですかね。令和4年度に関しては。そういう実績があるのであれば、これも別に決算には関係ないんで、また委員会を出してもらったらいいです。

お願いします。

○垣口委員長 それでよろしいですか。

神吉委員は大丈夫ですか。

引き続き、観光振興のほうの答弁をお願いします。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 大畑委員から観光振興についての御質問です。

まず1点目、観光施設費について繰越しを含めて5億6,000万円、投資効果及び成果ということを質問されておりますが、この件につきましては、主なところでは工事請負費として約4億7,500万円、指定管理料などの委託料として約9,800万円などとなっております。

工事請負費につきましては、観光駐車場の整備により藤祭りやもみじ祭りへの来場者を円滑に受け入れることができたほか、伊沢の里とフォレストステーションではコロナの臨時交付金を活用して、感染防止対策の空調設備を整備しております。それぞれ施設の利用者の利便性と安全性への向上につながっておりと考えております。

また、2点目の「選ばれるまちづくり」の具体的取組と成果というところで、入込客数の推移などということを御質問をされておりますが、この件につきましては、森林セラピーですとかE-BIKEの利用促進など、しそ森林王国観光協会と連携しながら体験型のツーリズムに取り組んでおるところです。

結果、令和4年度で85万7,000人の観光入込客数がありました。コロナ禍で最も落ち込んだ、令和2年度では77万3,000人ということに一番低迷しましたが、それ以降は増加しておる状況です。

続いて、3点目の森林セラピー事業と関係人口の増加に関する取組と成果についてですが、森林セラピーの運営事業につきましては、観光協会へ委託して実施しておりまして、セラピーの実施運営やガイドの養成などを行っております。

令和4年度では、セラピーの実施件数は、62回で650人の参加をいただいております。

また先進地ガイドの視察や後援会などを開催して、ガイドのスキルアップも図っております。この事業につきましては、委託料とそれから参加費の収入で事業実施をしておりまして、主な支出としましては、実施運営に約350万円、それからガイド養成に約30万円、人件費として190万円などとなっております。

営業部での企業への営業効果もありまして、セラピーの体験者数につきましては、令和3年度比で220%の増となるなど、関係人口の増加にもつながっておりと考えております。

また4点目、観光駐車場整備の効果についてです。

山崎中心市街地の活性化に関する成果という視点で質問をいただいておりますが、藤祭りのときには、この観光駐車場の工事の完成が間に合いませんでしたが、もみ

じ祭りでは円滑に来場者を受け入れることができました。

11月の共用開始以降、週末などは民間の旅行会社などから使用の問合せを受けるということは先ほども御紹介をしましたが、中心市街地への観光客の受入れにも有効活用ができておるのかなと考えております。

最後5点目の決算書21ページの観光駐車場使用料とはということについてなんですが、これについては、もみじ祭りの期間に併せて告示しておりました有料の使用期間における観光駐車場の使用料であり、1台500円で5,138台分を収入しております。

以上です。

○垣口委員長 答弁を終わりました。

再質疑ある方、挙手を願います。

津田委員。

○津田委員 まず、この観光駐車場の投資効果のところですね、もみじ祭りや藤祭りの来場者数が増えたというのは、僕これはちょっと違うんじゃないかと。もともと駐車場として更地がありましたので、整備したことによって、さらに例えばね、車の台数は、止める台数は増えたとかそういうのであればね、理解はできるんですけど、それ以外の投資効果を聞きたいなと思ってるんですけど、そこが具体的に出るのかなと思ってるんです。

あと、中心市街地の売上げに寄与したという話は出ましたけど、どれぐらい上がったんだろうなど。そこの中心商店街の中の売上げが。そこの部分が出せるのかなと。ありますでしょうか。

○垣口委員長 数字的なもの、答弁できますか。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 まず、もみじ祭りと藤祭りにたくさん来ていただくのと、駐車場とは直接関係ないというところにつきましては、当然、きれいに駐車場が整備できて駐車もしやすくなっておりますので、観光客に来ていただいて、入れ替わりのスムーズさということがあって、運営が円滑に行われておるといふところがあります。

ただそれ以外の時期も、もみじ祭り、藤祭り以外の時期もたくさんお客さんに来ていただくというところは、これから商店街なり、関係と一緒に連携して何かこう策をというところなんですけど、この費用対効果というところでは、観光駐車場として整備しておりますけれども、一方で地域振興にも使っていただくということも目

的として持っておりますので、その面では中心市街地だけでなく周辺の施設、またいろいろな形で有効活用できておるのかなと思っております。

また、その経済波及効果といいますか、観光駐車場を介して商店街なりでどれだけ費用がというところは、数字として持ち合わせておりませんので、今報告はできません。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 要はこの投資効果が検証できないような状況で事業を進めるんで、言うたらこれが、例えば、整備する前と整備した後でどんな波及効果があるんだろうとか、それが無いのにこういう事業が進んで行くんで、もうちょっとその辺り、ソフト面の部分をしっかりしてほしいなという思いがあったんですけども。要は、今の現時点では、例えば商店街の中であったりとか、あの辺りのもみじ祭り藤祭り、その期間中もそうですけども、それが例えば前年度のこの売上げがどういうふうに伸びてるかとか、そういうのを当然ね、各店舗に聞くしかないと思うんですけども、そういう活動も別に今は現時点では何もしていないってことでよろしいですね。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 現時点では商店街の売上げ等までは把握はできておりません。

○垣口委員長 よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

きて一な宍粟運営事業について、答弁を求めます。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 続きまして、神吉委員のきて一な宍粟の運営事業についての御質問です。

令和5年度をもって終了する計画であるが、令和4年度の状況を見て、その予定に変更はないか。また、それは状況による明確な理由はあるかという御質問です。

きて一な宍粟の運営につきましては、平成26年度に観光情報発信を目的としたアンテナショップということで設置、スタートをしておりますが、令和元年度からは設置目的を見直しまして、農産物の販売を通じて知名度の向上を図るということにしております。この時点で、令和5年度までの期間でビジネスモデルを構築して、令和6年度以降は民間運営を目指すということでここまで来ております。

これまで、きて一な宍粟が役割を果たしてきました情報発信の拠点としての機能につきましては、今後ますますSNSなどが主流となる中で、一定の役割を終えたものと判断しまして、予定どおり令和5年度をもって公的支援を終了する考えであ

ります。

この方針につきましては、委託業者へも伝えておりました、現状では、令和6年度以降の民間での事業継続についていろいろと調整、研究を進めておるところでございます。

○垣口委員長 答弁、終わりました。よろしいですか。

それでは、しそ森林王国観光協会支援事業についての質疑を行います。

飯田委員、大畑委員、神吉委員、津田委員、4人の方から出ておりますので、重複項目に関しては省きながら、順次答弁を願えたらと思います。よろしいでしょうか。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 まず、飯田委員からの御質問です。

サイクリングツーリズム振興事業の計画では、レンタルサイクルの増車による森林セラピーの体験と組み合わせた新たなメニューを積極的に活用していきたいとしていたが、開発メニューとその実績についての報告をということでございます。

このE-BIKEの追加配備15台しておりますが、これは赤西溪谷での森林セラピーと、E-BIKEでのサイクリングを組み合わせたセラピーバイクというメニューを商品化して、このことについては営業部による企業獲得に向けて、非常に寄与して、例えば凸版さんの契約、包括連携協定に結びついたような経緯がございます。

また、令和4年度中には、10回で37人のこのセラピーバイクの体験をいただいております。

また、このセラピーバイクにつきましては、今年度実施されたdestinationキャンペーンの商品として、また今後2025年に開催されます、大阪関西万博のフィールドパビリオンのメニューとしても登録をしておりました、継続して市内外にPRするとともに、この追加配備したE-BIKEは、このセラピーバイクだけでなくレンタルも推進しております、令和4年度では年間322件の利用をいただいております。

次に、同じく飯田委員の質問で、委託料650万円のうち、森林セラピー事業の運営に500万円となっているが、事業実績の報告をいただきたい。また、補助金と負担金の内訳について説明いただきたいということですが、まずその委託料の分、森林セラピーの実績報告につきましては、34番の大畑委員の御質問にお答えしたとおりであります。



なお、この委託料650万円のうち500万円が森林セラピー運営事業ですが、委託料の残り150万円につきましては、宍粟50名山周辺管理業務を委託しておりまして、50名山のルート点検ですとか、簡易な修繕を実施しております。

それから次に、補助金の負担金の内訳のことなんですが、成果説明書の89ページに記載の補助金3,971万1,000円の内訳としましては、発酵のまちづくり事業に79万8,000円、それからサイクルツーリズム振興事業としてE-BIKEの購入費に636万3,000円を支出したほか、観光振興活動促進補助事業として、約3,255万円を支出しております。

この観光振興活動3,255万円の内訳としましては、観光プロモーションやフォトコンテストなどによる周知活動ですとか、藤祭り、もみじ祭りなどのイベント実施に約1,800万円、それから組織の運営費ということで約1,500万円を支出しております。

次に、この負担金102万5,000円の内訳につきましては、宍粟ブランドアンバサダーの設置事業と、それから施設管理として山崎町内5か所の花壇の管理費用を支出しております。

続いて、大畑委員の御質問ですが、4点ございます。

まず1点目の市補助金、委託事業、直接執行事業、運営事業費のこの妥当性及び補助要綱ということでございますが、市として観光振興という行政目的を達成する上で最も効率的な手法であるとの判断から、しそ森林王国観光協会へ補助金を支出しておるところです。

地方自治法第232条の2に規定のとおり、公益上必要があると判断しておりますので、補助しておるものであり、妥当であると考えております。

次に、2点目の市の委託事業について取組内容と成果ということで、森林セラピー事業の委託契約内容を問われておりますが、これも先ほど御答弁したとおりでございます。

次に3点目、負担金の内容と考え方についてですが、市の内外へのPR効果ですとか、景観保全などの公益的な取組の経費として、宍粟ブランドアンバサダーの設置事業、また市街地の花壇の維持管理費に対して、負担金を支出するものでございます。

最後4点目の法人と公共団体の関係について、法的にどのような整理をしているのかということでございますが、ふるさと宍粟観光条例に定義をしております、観光関連事業者の一員として、また観光者の需要に応じたサービスを提供するものの

位置づけということで、市と共同して観光振興の取組を進める立場であると規定しております。

次に、神吉委員の御質問です。

まず1点目の特定財源、一般財源とは何かということなのですが、国庫支出金につきましては、E-BIKE購入費補助へのコロナの交付金でありまして、その他特定財源につきましては、森林文化創造基金、ブナ基金などを財源として充当しております。

次に、2点目の観光協会として何人体制かという御質問ですが、観光の担当として、常務理事1名、また市からの出向職員が2名、その他職員4名の計7名体制となっております。国見の森公園の管理担当の7名と連携しながら業務にあたっております。

また3点目、大きな宍粟市内の観光に関するイベントや事業、また観光プラットフォームや多くの会員との連携において、人員不足ではないかという御質問ですが、確かに十分な人員ではございませんので、業務を分担しながら少数制で業務に取り組んでおられる状況ですが、セラピーのツアーの受入れなどで、たくさんの人手が要る場合には、商工観光課から応援に回ることもあります。

そうした中で、令和4年度よりプラットフォーム担当の職員を採用していることですか、また若手職員の採用によってSNSの情報発信の樹立ですとか、賛助会員の新たな増加などの成果が上げておられますので、頑張っていたいておる状況です。

ただ、プロパー職員の育成などの課題はあると認識しておりまして、今後も少ない人数で最大の効果というようなところで一緒に取り組んでいきたいと考えております。

次に、津田委員の御質問ですが、コロナ禍で活動の制限もあったと思うが、観光入込客数の実績と森林セラピー体験者数の実績はどうかということ。また、同額の補助を続けているが、コロナ禍での実績を担当部局としてどう捉えているのかという御質問ですが、この森林セラピーを始めた平成28年度については、具体的な数字では、84回で947人の体験者数がありましたが、以降は伸び悩みまして、特にコロナ禍の影響も最も大きかった令和2年度は、年間23回で247人まで落ち込んだことがあります。

ただ、セラピーの実施だけでなく、ガイドの資質向上ですとか、新たな体験プログラムの開発なども業務内容としておるため、補助金額は同額で措置してきており

ます。

令和4年度については、営業部による宣伝効果もありまして、過去においては2番目に多い体験者数となっておりますので、今後も人流が戻る中でさらなる体験者数の増加を目指して取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○垣口委員長 答弁、終わりました。再質疑のある方は挙手、願います。

津田委員。

○津田委員 それでは、観光協会のところなんですけども、要はこの観光協会をずっと継続して支援していく、これ当然いいんだと思うんですけど、ある一定のさっきほかの部局でも言いましたけども、例えば単年度ごとにコロナ禍もあったと思うんですけど、令和4年度、要はコロナ禍で活動の制限もされてるわけですけども、同じように、私が言いたかったのは、要は同じ額を支援ずっとしてて、そこのアフターコロナに向けて、そういう何か取組とかですね、観光入込客数を、例えばアフターコロナで増やすんだとかですね、そういう何かこう見込み的なものも含めて、森林セラピーの体験者数も、今の現状で本当にいくのかなと、指標を掲げてる中で、その辺でまちおこしの営業部の、要は営業部自体ももともとは森林セラピーの活動をその利用者数を増やすための目的を兼ねて、営業の設置をしてそれを集客していこうって言って、そこにもお金を出して観光協会にもお金を出して、成果出てませんってなったら、我々どう受け止めたらいいだろうなと思いつつながら。その部分は産業部としてどう捉えられて、市長公室も、その話をさせてもらったんですけども、産業部のほうで令和4年度の実績について、納得いくものなのか、今後の展開も何か考えられてるのかなという部分です。入込客数なんかの数値なんかもこれ検証されたりとかしてるんですか。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 森林セラピーの体験者数が、令和4年度では62回の650人ということで報告もしたとおりでですけども、この数字が満足いくものかと言いますと、決して満足いけるものではありませんし、森林セラピーの推進計画も立てておりますので、その数字とはまだ大きく乖離しておる状況ですので、引き続きいろんなPRをする中で、ここの体験者数を伸ばしたいと。その中でも、今営業部のほうで森林セラピーの営業をかけていただいているおるのは、各企業での福利厚生、そういった面で会社単位で体験いただくということで、言い方は悪いですけど、一回に大口で利用していただくようなこともありますので、引き続き、そういう企業での福利

厚生での体験を継続して受け入れたいということと、それだけでなく一般の利用者のことについても体験者数が伸びるように、いろいろな方法でPRをしていく必要があるかなとは考えております。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 あとそれとこの観光協会、これ産業部の下のような感じなのかなとは思いますが、実際観光協会なんかもいろいろほんとう、ホームページ変えたりとか、いろいろされて活動されてるのは十分分かってるんですけど。例えばその、いわゆる見てもらってる人が増えてるのかどうなのかとか、その辺りは産業部のほうで、実際この補助事業に対して成果がきちんと出てるかとかですね、そういった部分っていうのは、今なんかこうチェックしていくような仕組みってできてるんですかね。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 ホームページの閲覧数とか、例えばいろんな現状の会員数がどれだけ伸びたかとか、そんなところを定期的に聞き取りするような機会は持ってないんですが、ただ御指摘のとおり、多額の補助金も出しておりますし、数字を見ることでいろんな分析にもつながると思いますので、今後については、できるだけ情報収集しながら、数値も見ながら、観光振興に取り組みたいと考えております。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 僕もだめだと言ってるんじゃないくて、ほんとに昔言われたのとすごく変わってきてるんですよ。ただやっぱりそこをせっかくいいものができてるんで、やっぱりそこに任せっきりじゃなくて、行政としてやっぱりこう全体的に、SNSの発信なんかもすごくされてるんですけど、何かそこで行政と一緒に何かをやることっていうのを、もっとやってもらいたいなという思いがあったんで、こういう質疑をさせてもらいました。

以上です。

○垣口委員長 よろしいですね。

続きまして、指定管理施設更新・修繕等事業、指定管理者制度についての質疑が出ておりますので、順次、答弁を願います。

北本次長。

○北本次長兼北部事務所長 はい、失礼します。

飯田委員の指定管理施設更新・修繕等事業の質問です。

工事請負費の事業説明と効果について説明をしてくれ。協定書に基づく事業費負

担ではあると思うが、その効果が一定見込まれる負担であるかの想定ができていますか。それによる実績がどのように表れているかという質問です。

工事請負費の説明と効果についてですが、各指定管理施設の根幹に係る部分についての改修工事となっております。それについては、総合計画、実施計画にも計画的に計上しておりまして、基本協定に基づき支出しております。

主な工事の内容としましては、スキー場のリフト設備のオーバーホールや、ちくさ高原のナイター設備のLED化に約3,800万円を支出しておりまして、利用者の安全確保や施設の魅力向上、維持管理コストの縮減効果につながっております。

その他、フォレストステーション波賀キャンプ場でのトイレ設置など、需要の高まりに応える施設整備などを行っております。

以上です。

次に、津田委員からの同じく質問です。

需用費・工事請負費・負担金の内訳。またこの事業のまちづくり指標への効果という質問にお答えいたします。

北部3町について、それぞれの件数と金額を報告いたします。

まず、需用費の施設修繕料については、一宮で5件で1,103万2,747円、波賀では5件で1,200万4830円、千種では3件で13万3870円の合計13件となり、金額は1,237万1,447円となっております。

次に工事請負費についてですが、一宮は1件で36万3,000円、波賀は3件で2,021万8,000円、千種は2件で2,882万3,300円で、合計6件で金額は4,940万4,300円となっております。

あと所管が違いますが、御形の里整備工事分が入っておりまして、合計で8,282万6,300円となっております。

次に、負担金修繕については、一宮が2件で40万4,910円、波賀が22件で2,837万6,205円、千種が2件で354万6,400円で、合計26件で金額は3,232万7,515円となっております。

まちづくり指標であります観光客の入込数について、令和4年度は85万7,495人、道の駅利用者は33万524人となっております。

施設修繕等につきましては、基本的に管理施設の経年劣化等の機能回復を図るものとしておりまして、指標への影響はあくまでも現状維持として一定の効果があるものと考えております。

また、工事請負費におけるリフト整備工事や、LED化工事についても同じく同

様で、来場者の安全を確保するための工事となっております、今後も指標となっている集客数の増大に寄与できるよう定例的な会議を中心に管理者とともに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○垣口委員長 続いて大畑委員の指定管理制度について答弁をいただいておりますか。  
藤原課長。

○藤原商工観光課長 大畑委員の指定管理者制度についての御質問です。

まず1点目の指定管理料の支給に関する考え方、及び施設更新・修繕に関する考え方についてでございますが、まず前提として、収益性のある施設では独立採算を基本としておりまして、そういった施設については指定管理料は無料としておりますけれども、収益性のある施設であっても温浴施設を有する施設につきましては、温浴部分への指定管理料を支出する方針で、令和の3年度より運用しております。

その他、道の駅に必要な休憩施設としての機能のためのトイレにつきましては、直接的に収益を生む施設ではないため、維持管理費を指定管理料として、これも令和3年度から支出しております。

また、施設の更新や修繕につきましては、基本協定並びに年度協定に基づきまして、原則20万円に満たない修繕や機能強化や付加価値を高める工事などは、指定管理者の負担としておるところでございます。

○垣口委員長 ちょっと待っていただけますか。

正午となりましたが、引き続き審査のほうを続けさせていただきます。

続けてお願いします。

藤原課長。

○藤原商工観光課長 次に2点目の、公募者との責任分担の考え方についてですが、やはり基本協定、年度協定に基づきまして責任分担を指定しておりますけれども、収益性のない施設及び一定の収入があるものの採算が取れない施設につきましては、指定管理者と協議の上、市の負担額を決定することとしております。

続いて3点目の、第三セクターの健全化についての考え方及び伊沢の里、宍粟メイトル等への経営検証による通知とは具体的に何かという点、御質問についてですが、公共性と企業性を併せ持った第三セクターにつきましては、地域住民の暮らしを支える事業を行っていただく重要な役割を担っておる一方で、経営が著しく悪化した場合には当市の財政にも深刻な影響を及ぼすこととなりますので、経営の健全化は必須事項であります。

令和元年度末には、宍粟メイプル並びに播磨いちのみやに対して、赤字補填緊急負担金を支出しましたが、二度目の措置はないものとして5か年の経営改善計画を策定して、健全化に向けて取り組んでおるところであります。特に宍粟メイプルでは、令和4年度中にも厳しい経営状況が続いたということもあって、さらに現状に即した経営改善計画の策定に向けて、兵庫県信用保証協会の無償の支援を受けながら、現在計画を立てるところを進めておるところであります。もう間もなく策定ができるスケジュールとなっております。

市としましては、引き続き月例の監査へ出席して経営状況を把握しながら、また現在総務省より紹介のあるアドバイザー派遣などの制度の活用を視野に入れて、健全化に取り組むたいと考えております。

なお、この指定管理者選定審議会による経営検証結果の通知内容につきましては、この審議会の中で前年度の事業報告並びに決算、また当該年度の事業計画と運営状況の報告を受けて、課題と対策について建議された意見書でありますので、具体的な改善策を指摘するような内容ではございません。

以上です。

○垣口委員長 答弁、終わりました。

飯田委員。

○飯田委員 説明のとおり、要は協定書の中である負担額によって負担をしておるといふことであります。

その中で、この大畑委員のところにもあります、公募者との責任分担の考え方という部分があるんですけども、現状の考え方としてはそうであるといふことで進めてあるので、決算の段階でそこまで踏み込んでいいのかなという部分はあるんですけども。

今後、そういう部分についても見直していく必要性というものは考えておいででしょうか。

○垣口委員長 藤原課長。

○藤原商工観光課長 指定管理の部分につきましては、全庁的に統括しておるのは市長公室でありますので、そちらとも連携をしながらまた産業部としましては直接指定管理のほうに携わっておる部局として、現状も十分把握した上で、そのときそのときの状況に応じた支援、ただいたずらに支援を続けるというのではなしに、的確な判断をして、また引き続き管理監督をしていきたいと考えております。

○垣口委員長 よろしいですか。

津田委員。

○津田委員 私のほうは、この需用費、工事請負費は分かるんですけど、需用費と負担金の内容ですね。もう一回説明させてもらってもいいですか。各市町での。どんなものがあるのかなど、内容をお願いします。

○垣口委員長 北本次長。

○北本次長兼北部事務所長 それぞれの需用費の修繕料のところの説明をいたします。

まず一宮についてですが、道の駅播磨いちのみやの冷蔵ケースの更新であったりとか、屋外トイレの照明修繕、女子トイレドアの修繕、まほろばの湯のろ過設備修繕の4件になってございます。

続いて波賀ですが、すみません、ちょっと副課長のほうから説明いたします。

○垣口委員長 春名副課長。

○春名北部事務所副課長（波賀担当） 波賀市民局管内の修繕料に関してですが、全部で5つあります。

1点目は原不動滝公園の公衆トイレの修繕、2点目はフォレストステーション波賀の駐車場の区画線の修繕、それからもう1点目は原不動滝屋内ゲートボール場の屋根等の修繕、それからもう1点目はゲートボールの波賀屋内ゲートボール場の電気設備の修繕。

以上です。

それともう1点、原不動滝公園内の遊歩道の修繕もやっております。

以上です。

○垣口委員長 負担金については、説明できますか。

津田委員。

○津田委員 負担金も、何に何ぼっていうので、ちょっと項目と金額言ってもらったらありがたい。

○垣口委員長 北本次長。

○北本次長兼北部事務所長 そしたら私のほうで、一宮と千種について負担金のほうについても説明させていただきます。

まず一宮ですが、負担金としてまほろばの湯の施設修繕負担金として、厨房内のエアコン故障による修繕をしてございます。

それとまた同じくまほろばの湯の施設修繕負担金として、貯湯タンクの排水バルブの故障による修繕をしております。2件修繕いたしております。

続いて千種になるんですが、3点あります。



千種高原総合レクリエーション施設屋内競技施設修繕負担金として、積雪により破損した屋内競技場施設の玄関付近の屋根の修繕をしております。

また台風により破損した屋内競技施設屋根の修繕。

そして道の駅ちくさ案内所屋内照明器具取替負担金として、道の駅ちくさ屋内照明の経年劣化による点灯不良改善のための照明器具取替の修繕。

この3件をやってございます。

○垣口委員長 春名副課長。

○春名北部事務所副課長（波賀担当） 波賀市民局管内の指定管理施設の負担金修繕の内容をお話しします。

1点目は、フォレストステーション波賀浄化槽設備のプロワー修繕で、33万9,900円。2点目は、道の駅みなみ波賀の農産物加工施設のエアコン修繕、435万8,200円です。3点目は、くるみの里で山側及び川側コテージの屋根等の修繕、これは一昨年の大雪で傷んだ部分を直しました。全部で400万4,000円。4点目ですが、フォレストステーション波賀、客室2部屋熱交換器修繕、75万3,500円です。次が、フォレストステーション波賀、研修室それから廊下のエアコン修繕で111万1,000円です。続きまして、フォレストステーション波賀で玄関雪止め修繕で19万8,000円です。続きまして、音水湖カヌークラブハウス、和室及び個室のエアコンを修繕しております。69万5,750円です。それから、続きましてフォレストステーション波賀、地下貯湯槽の配管修繕で50万6,000円。続きまして、音水湖カヌークラブハウスで、管理棟雨漏り修繕で15万9,500円。同じく、音水湖カヌークラブハウス事務所エアコン修繕で、56万9,250円。続いて、フォレストステーション波賀、冷蔵ショーケース修繕、厨房内にあります、それが88万円。それから、くるみの里の電気設備修繕で13万2,000円。フォレストステーション波賀で、客室2部屋及び2階エレベーター前のエアコン修繕で77万円。それからフォレストステーション波賀、地上機械室、レストラン温度調節器の修繕で16万5,000円です。続いて、道の駅みなみ波賀で、茹で麺機修繕で40万7,000円。それからフォレストステーション波賀の貯蔵ショーケースの修繕で、141万9,000円です。続いて、フォレストステーション波賀の熱交換器修繕で、61万6,000円。それからフォレストステーション波賀の施設内看板修繕で55万605円。続いてフォレストステーション波賀の貯湯槽更新で902万円。それから、同じくフォレストステーションのサウナ内の板場修繕で93万5,000円。それから同じくフォレストステーション波賀で、揚水機械及び2階のエアコン2基の修繕で55万5,500円。続いて、くるみの里の管理棟分電盤の修繕で23

万1,000円です。

全部で22件の件数です。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 道の駅なんかで、例えばレストランなんか運営形態を途中で変えたりしたじゃないですか。あれは当然、市は負担しないですよ。例えば中でバイキングやって途中で変わったりしてましたよね。あの辺はもう言うたら事業者が、あの辺りは市は負担してるんですか。負担金の中で出てるのか、そんなんないですよ。

○垣口委員長 春名副課長。

○春名北部事務所副課長（波賀担当） 道の駅につきましては、一応基本協定とかに基づいて、付加価値を求めるものは指定管理者であるということで、協定書の中でうたっております。

○垣口委員長 飯田委員。

○飯田委員 細かく説明をいただいたと思うんですけども、軽微な20万円以下については、もう管理者が負担するというように、協定書にもなっておると思うんですけども、何点かは20万円以下が今読み上げられたと思うんですけども、その辺のところについてはまた確認しますけれども、どういうことでそういう形になっておるのでしょうか。

○垣口委員長 春名副課長。

○春名北部事務所副課長（波賀担当） 中には全部20万円以下があるんですけども、建物共済で対応できるものは、20万円以下で基本やっておる案件もあります。

以上です。

○垣口委員長 飯田委員、よろしいですか。

飯田委員。

○飯田委員 要は建物共済があるために、その20万円以下でも修繕費という形でおるという格好になってるということですか。

○垣口委員長 春名副課長。

○春名北部事務所副課長（波賀担当） それと一応根幹をなすものというのは、ちょっと市のほうも、金額に関係なく一応修繕をやっておるということもあります。

○垣口委員長 よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

大久保委員。

○大久保委員 今のところ一つだけ確認なんですけど、財源内訳のこの地方債という

のは、過疎債ですか。

○垣口委員長 北本次長。

○北本次長兼北部事務所長 地方債については過疎債です。

○垣口委員長 大久保委員、よろしいでしょうか。

それでは次の質疑に移ります。

上杉係長。

○上杉商工観光課観光係長 すみません。津田委員の答弁のところで、ちょっと修正がありましたので、追加で説明させていただきます。

中ほどの負担金修繕のところで、26件、金額3,232万7,515円となっておりますが、決算書の89ページを見ていただいたらよろしいんですけども、負担金として3,404万7,000円となっております。これにつきましては、申し訳なかったです。山崎、伊沢の里の5件が抜けておりまして、合計31件で、先ほど申しました3,404万7,000円ということになってございます。

伊沢の里の修繕内容につきましては、ペレットボイラーの修繕、エアコンの個室の修繕、お風呂に係るろ過ポンプの修繕、厨房のガスグリルの修繕ということで、171万9,300円で、合計で先ほど訂正させていただきました3,404万7,000円とございますので、訂正させていただきたいと思えます。

以上です。

○垣口委員長 よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

再生可能エネルギー利用促進事業、飯田委員、大畑委員、津田委員3人から出ております。

次に、順次答弁をお願いいたします。

寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 それでは飯田委員の御質問にお答えします。

質問が予算時の意見ということで、カーボンニュートラルに向けて小水力発電の取組について、今後一層推進していきたいとの回答であったが、新たな取組が生まれたか、またそれに向けてどのような取組を行ったかという御質問です。

令和4年度におきましては、小水力発電につきまして、森と水の地球環境大学で講演会を行っておりまして、これまで可能性調査なんかをされておる自治会さんにも参加をしていただいております。あと5年度に入ってからなんですけども、黒土の小水力発電が完成したということで、そのときにも説明のほうをさせていただ

ております。

ただ、興味を持たれておる自治会さんはあるんですけども、具体的に補助金を申請してやろうというようなところまでいってるところは、今のところございません。次に、同じく飯田委員の御質問です。

CO<sub>2</sub>削減目標に向けて市民理解を求め、大いに利用いただかなくてはならない事業であるはずだが、昨年度比マイナス100万円の300万円の予算事業費で始まって、最終予算が500万円で、最終的に121万3,000円の不用額となっている。その経過説明を求めるといふ御質問です。

この事業、再生可能エネルギー利用促進事業補助金のことでありまして、令和4年度の当初予算が300万円と、令和3年度からの繰越予算が200万円あるということで合計が500万円です。200万円は、黒土水力発電事業によって200万円執行しておりまして、300万円に対しての実績が178万7,000円で、不用額が121万円ほど出たということになっております。これは申請の実績になるということでございます。

次に、大畑委員の御質問です。

1点目の木質バイオマスと再エネ機器の普及とCO<sub>2</sub>削減効果の測定についてという御質問です。

これも再生可能エネルギー利用促進事業補助金の実績としましては、先ほども言ったように小水力発電が1件と、あと薪ストーブの購入に対して8件、それから薪割り機に対して2件の補助金を交付しております。これの測定ということなんですけども、薪割り機と薪ストーブにつきましては、測定のほうは、元になる数値がちょっとございませんので、しておりません。小水力発電につきましては、年間の発電計画量というものがありますので、それから計算しますと、年間70トンの削減ができる。4月から8月までの発電量は計画より多くなっていますので、実際はもう少し削減量が増えるのかなとは思っております。

2点目の脱炭素に向けて具体的に取り組んだ内容と成果というところで、令和4年度では、まず黒土の水力発電を整備されておりましたので、その支援ということで、許認可の関係でありますとか、県との調整とかを行っております。

また、先ほどの補助事業の執行であるとか、森と水の地球環境大学の講演会、市の広報にも年間2回、省エネ活動等の記事を載せさせていただいたりして、この温暖化対策というのは、事業者さん、市民の意識を向上させるということが一番大事でありますので、そういうところが少しずつ図れていくような取組を行っております。

次に、津田委員の御質問です。

3つの補助事業による再生可能エネルギーの自給率は、どの程度アップしたのかという御質問で、3つの補助事業は先ほどの薪ストーブとか小水力の事業のことだと思います。

これにつきましても、薪ストーブとか、薪割り機につきましても、数値がごく小さいということもありますし、1個、1個の数値がちょっと分かりませんので、そこは計算できておりません。小水力発電につきましても、年間の発電量から計算しますと、自給率が0.2%アップするという計算になっております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、予算時の意見の中で小水力の取組について、新たなものを用いたことでした。興味を持つ自治会はあるけれども、なかなかそこに至らないという部分で、それを後押ししていくのが担当課になるのかなと思うんですけれども、何とかその部分についての取組を今後進めていく必要があるのかなと思います。お金のかかることですので、お金とこの実績をやっぱりその辺を加味しながら、やっぱり効果があるものであれば、興味だけでなく手が伸びてくるということもあろうかと思っておりますので、その辺のところの見極めをしながら、必ず進めていくという方向でお願いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

○垣口委員長 寺元次長。

○寺元次長兼森林環境課長 委員がおっしゃるように、宍粟市においては小水力発電というのは、有力な地域であるということです。

先ほど言われた興味あるところをいかに一歩、二歩前へ踏み出していただくかというところなんですけども、これまではいろんなお話だったんですけど、黒土の発電所が完成しまして、実際に発電量とか、それに伴う収入がどうだったとかいうようなことも、間近に分かりますので、そういうところでまたそれを見ていただいたり、資金的なお話なんかも御相談を受けながら、前に進んでいただきたいということ、それは進めていきたいと思っております。

○垣口委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑のある方ありませんか。よろしいですか。

それでは、これで産業部に対する審査を終了いたします。

説明職員の皆さん、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、午後 1 時半まで休憩といたします。

午後 0 時 2 5 分休憩

---

午後 1 時 3 0 分再開

○垣口委員長 では、午後からの審査を始めます。

まず最初に、大畑委員より欠席届が出ております。御報告させていただきます。

それでは建設部の説明に入る前に、説明職員の方にお願ひします。説明職員の説明及び答弁は自席で着席したままでお願ひします。

どの説明職員が説明及び答弁をするかが、委員長席から分かりづらいので、説明職員は挙手をし、委員長と発言して委員長の許可を得て発言してください。事務局がマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯してから発言してください。

それでは建設部に関する審査を始めます。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡略に説明をお願ひいたします。

樽本部長。

○樽本建設部長 午前中の産業部に引き続いてですが、令和 4 年度決算建設部関係の審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、建設部に关します令和 4 年度決算の概要につきまして、簡略に説明をさせていただきますと思ひます。

令和 4 年度における建設部の取組につきましては、地域総合戦略の重点方針であります「住み続けたい、住んでみたいまち」のもと、快適に暮らせるまちづくりを目指して各種インフラ整備、また維持に取り組みました。

歳入の決算額につきましては、一般会計が約 8 億 3,300 万円、公営企業会計である上下水道の特別会計が合わせて 43 億 4,300 万円で、合計 51 億 7,600 万円となります。

歳出の決算額につきましては、一般会計が約 31 億 1,700 万円、公営企業会計である上下水道特別会計が合わせて 56 億 7,200 万円で、合計 87 億 9,000 万円となります。

主な施策としまして、道路網の整備では、市街地の骨格を形成する都市計画道路山田下広瀬線の令和 7 年度末開通に向け、継続して事業の進捗を図るほか、観光駐車場整備の関連としまして、鹿沢 2 号線の道路整備並びに川西線、庄能 9 号線の道路改良の進捗を図りました。

橋梁の長寿命化では、ライフサイクルコストの縮減のために、診断結果に基づく宍粟市橋梁長寿命化修繕計画により、予防保全のための修繕を行うとともに、通学

路の安全確保に向け取組を行うため、宍粟市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全施設整備を行いました。

住環境整備では、地域の憩いの場であり、観光資源でもある最上山公園において、多目的広場公園のトイレ改修を行うほか、紅葉等の植栽、展望台周辺の高木の剪定等の整備を行うなど、四季を通じて魅力増進につながる整備を実施し、快適な公園環境と景観形成を図りました。

移住・定住の充実では、空き家バンク制度の運営をはじめとする市内空き家情報の発信や、定住相談窓口体制の充実を図るほか、森林の家づくり応援事業による子育て世代への住宅取得支援など、きめ細やかな支援を行うほか、宍粟市空き家等対策計画に基づき、空き家の有効活用のほか、老朽化した管理不全の空き家等から市民の生活環境の保全を図るため、空き家等への対策を計画的に進めました。

上下水道の整備については、老朽化した設備や管路の更新及び道路網の整備に合わせて、開通後の周辺開発を見据えた上下水道管の敷設、水道施設改良事業による施設更新工事の設計を行うなど、インフラ整備に取り組みました。

また、下水道では市内の42処理区、41施設の維持管理を実施するほか、山崎町内の内水氾濫防止のための雨水幹線の整備を進めました。

上下水道事業の安定した事業運営に向け、事業の効率化並びに経営の健全化を図るため、宍粟市水道ビジョンや宍粟市公共料金審議会からの答申を受けて、将来にわたって安定的な水道事業の運営を維持するため、水道料金の改定にも取り組みました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細についてはこの後御質問いただく中で、担当より御説明をさせていただきます。

1点申し訳ないですけれども、資料の訂正をお願いしたいと思います。

建設部からの資料の決算委員会資料、令和5年9月8日提出のこの資料の40ページを御覧いただきたいと思います。

40ページに、市営住宅関係の使用料滞納状況という下の②番の下の表のところがございます。右側から2つ目の滞納世帯数のところの14世帯のところにつきまして、申し訳ありません、16世帯に修正をお願いしたいと思います。それに合わせて合計数が39世帯です。

それと最後に備考欄につきまして、実世帯数につきましては31世帯に訂正をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、この後審査のほうをよろしくをお願いしたいと思います。

○垣口委員長 建設部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、質疑の内容に関しては事前に提出しておりますので、同事業の質疑に対しては順次答弁を願います。

それでは質疑に移ります。

令和4年度予算に対する意見及び移住・定住支援事業についての質疑を行います。この質疑に関しては、垣口委員、神吉委員、大久保委員、津田委員、飯田委員、大畑委員と出ておりますので、順次質問の内容を含め答弁を願います。

それではお願いいたします。

片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 まず、垣口委員から御質問いただいております移住・定住支援事業では、ダム機能を果たすためにも、各部署の施策とうまくマッチングをさせるとともに、先進地の取組の研究が重要であるとの意見がなされておりますが、どのように取り組まれたのかということで御質問をいただいております。

これにつきまして、転入を希望される方々のニーズは多岐にわたっておりまして、移住に合わせて転職を考えておられる方やお子さんがある世帯については、引っ越しの後に通学に関する不安等をお持ちの方もいるように思われます。本市の空き家バンク制度を利用される方にとっては、そのような相談があった場合には、わくわくステーションであったり、スクールバスの有無などにつきまして、教育委員会へつないだりと、それぞれの担当部署を適切に紹介するように努めております。

また、市役所外の組織にはなるんですけれども、移住相談会を開催する場合には、そちらのほうにも参加いたしまして、空き家バンク物件の紹介なども行っております。

先進地の取組についての研究につきましてですけれども、空き家を中心に移住促進されている市町への視察や聞き取り調査を行うなど、情報収集に努めております。今後もアンテナを高くして情報収集に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、神吉委員から質問をいただいております。

まず1点目、田舎暮らしが人気のようであるが、移住後の状況は把握しているのかという御質問をいただいております。

こちらにつきましては、一部の方でおのこの事情によりまして転出された方がおられるようでございますが、ほとんどの方が地域に溶け込まれまして、本市での



暮らしを続けておられると認識しております。

続きまして、状況の変化に対する定住サポートの内容の現状ということで、御質問をいただいておりますが、こちらのサポートにつきましては、大雪や大雨などが降った後などにつきましては、御本人さんへの聞き取りを行ったりとか、もし仮に何かしらの業務で移住者がおられる地域のほうに行った際には、家庭を訪問させていただいて、状況をお聞きしたりなど、いつでも市役所のほうに相談していただけるような関係づくりを築いていくようにしております。

また、令和3年の冬からとはなるんですけれども、今から空き家バンクを利用して転入をされる予定である方につきましては、移住予定先の自治会の役員さんであったりとか、持ち主さんであったりとかに集まっていただきまして、調整会議を行うようにしております。これにつきましては、定住後に自治会に納めていただくべき会費であったりとか、参加していただくべき活動など、そういうことを細かにおつなぎするような形を取っております。

また市に入っていたいただいた後の補助金であったりとか、先輩住民の方の紹介をするなど、契約をされる前に、できるだけ情報提供を行うような形を取っております。

続きまして、東京移住圏の移住者支援事業の委託先と予算額ということで、御質問をいただいております。

この事業につきましては、国の地方創生推進交付金というのを活用しております、兵庫県と兵庫県の県下35市町で共同して実施しておる事業であります。でもって委託事業ではございません。

予算の執行額につきましては、1世帯移住があるものとしまして100万円と、その世帯の中で18歳未満のお子さんが2名おられると想定いたしまして、160万円の予算化をしておりましたが、令和4年度については利用者がなく決算額はゼロとなっております。

続きまして、大久保委員のほうから質問をいただいております、この決算の事業費に占める一般財源の比率が高いが、費用対効果をどのように評価されているかということでいただいております。

こちらの事業費につきましては、成果説明に記載しておるんですけれども、主に空き家バンク制度の利用者に対応する職員、定住促進コーディネーターという者がおるんですけれども、こちらの人件費であったり、宍粟市内に住宅を取得される方などへの補助金が占めております。

これらの補助金につきましては、宍粟市独自の補助制度でありまして、森林環境

譲与税の充当以外の大部分が、一般財源となっております。その効果といたしましては、令和4年度においては、空き家バンクを利用して成約された方が41世帯、森林の家づくり応援事業を利用された転入世帯が11世帯、市内での転居世帯が50世帯の合計で61世帯でありまして、市外への転出抑制と市外からの転入促進につながったものと考えております。

続きまして、津田委員からいただいております1点目でございますが、人口減少対策のため、転出超過人数の抑制が目標であるが、目標値の見直しは検討されたのか。横断的な対策に向け、市長公室と協議されたのかというのをいただいております。

こちらにつきまして、第2次宍粟市総合計画後期基本計画には、令和2年度での転出超過人数が322名となっております。そして令和8年度での目標値が233名とされております。住基データではございますが、令和3年度で274名、令和4年度で251名と推移しておりまして、当課としては目標値の見直しの検討はいたしておりません。しかしながら、転出超過人数の抑制のために、引き続き空き家バンク制度をはじめ、宍粟市の魅力を市内外に発信しまして、移住・定住の促進を図りたいと考えております。また市長公室との協議につきましては、実施計画の段階において行っております。

続きまして、転入世帯は定住されているのかという御質問をいただいております。こちらにつきましては、おのおのの事情により数件の方が転出をされておりますが、ほとんどの方が地域と良好な関係を築かれ、定住されているものと認識しております。

続きまして、補助事業を活用して市外から転入された実績についてお聞きいただいております。これにつきましては、令和4年度におきまして、森林の家づくり支援を利用された転入者につきましては、11世帯36名ございます。空き家活用推進事業を利用されました転入者は、5世帯で12名ございました。

続きまして、津田委員並びに飯田委員のほうより質問をいただいております。移住・定住された方について、過去に地域トラブルが起きていないか。また、その対応はということでございます。

この令和4年度に市の空き家バンク制度を利用し、移住された方につきましてはトラブルがあったとはお聞きしておりません。過去に成約されたもののうち、数件のトラブルがあったことは残っておるんですけれども、トラブル回避のために、先ほども申しておりますけれども、令和3年の冬より市役所を窓口として空き家バン

クを利用し契約される予定の方につきましては、地元自治会役員さんであったり集まっていただきまして、トラブル回避に努めるようにしております。

また、もしもトラブルが発生した場合につきましては、職員が移住者宅へ訪問をいたしまして、問題解決について意見聴取を行い、様々なアドバイスを行っているようにしております。

続きまして、大畑委員のほうより質問をいただいております。まず1点目、若者の結婚後の移住経費及び子育て世代の住宅取得の支援について、具体的な取組と成果ということでいただいております。

これにつきまして、まず若者の新婚世帯への支援というものにつきましては、健康福祉部での事業となりますので、私のほうからは、子育て世代の住宅取得への支援についてお答えをさせていただきます。支援の対象となる子育て世代の位置づけとしましては、個人または夫婦のうち、いずれかが40歳以下であるか、中学生以下の子どもを養育している世帯が対象となってきます。その世帯が市内に住居を取得された場合に支援をしております。

令和4年度においては、この支援を利用された子育て世帯については58件で、2,750万8,000円の支援をいたしております。成果といたしましては市外からの転入者11世帯、34名、市内での転居者47世帯、171名の定住につながっておろうかと考えております。

続きまして2点目でございます。移住・定住に向けた取組と成果についてという質問をいただいておりますが、空き家バンク制度による移住希望者への空き家の紹介や、森林の家づくり支援事業により、市内へ新たに住宅を取得された方々への支援を行っております。空き家バンクの成約数は令和4年度で41件、森林の家づくりによる住宅取得支援は61件となっております。

続きまして、転出超過人数の推移につきましては、先ほども申しましたが、戸籍情報として、令和2年度の転出超過人数が322名でありましたが、令和4年度では251名となっております。

続いて3点目でございます。空き家の適正管理と利活用の状況及び成果についてということで御質問いただいております。

こちらにつきまして、平成30年度に市独自で空き家状況調査を実施しております。この中で市内の空き家状況を把握して、その物件の所有者と思われる方々にアンケート調査を実施しております。その物件の管理状況をお聞きしております。約1,400件のうち900件程度回答をいただいております。その中で78.9%の方々がその

物件について管理していると回答をいただいております。約1,100棟になります。

また空き家バンク制度に登録されているという方につきましては34名、登録に向けて検討したいと回答された方が119名、条件次第では登録したいと回答された方が231名ありました。

空き家バンク制度の新規物件登録数は、累計で410件ございます。この制度を利用して成約された物は、令和4年度で41件、制度を開始してからの累計で274件を数えております。また令和4年度中に危険空き家、特定空き家という表現をいたしますが、これに認定されまして、解体について市の補助を受けられた件数は7件ございまして、932万4,000円の支援を行ってございます。

以上です。

○垣口委員長 小坂課長。

○小坂住宅土地政策課長 私のほうから大畑委員さんよりの御質問で、空き家活用の方策として、公営住宅として利用できないかというところをお答えします。

現在市内にある公営住宅は市営で260戸、県営で138戸、合計398戸ございます。令和4年3月に策定した公営住宅等長寿命化計画において、将来供給見通しとして、令和8年では市営として196戸が必要な戸数となっております。既に保有個数を下回っているという状況でございます。

今後、県営住宅の供給量が減るということも考えられますので、市営住宅の保有戸数を維持するというふうにしております。このことから御提案いただいた空き家を公営住宅に活用するということは、なかなか難しいかなと考えております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。質疑のある委員は挙手を願います。

神吉委員。

○神吉委員 私のほうからは、東京圏の在住者に向けた移住に関してです。

ゼロ件というのは理解もしますが、県においてやっている他の市町への移住があったかどうかというのは、把握されておられますか。

○垣口委員長 片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 他市町への利用状況については確認ができておりません。

○垣口委員長 よろしいですか。そのほかに。

津田委員。

○津田委員 すみません。それで転入の状況は分かったんですけども、実際に転入世

帯で何件か出て行かれたという報告を聞いたんですけど、どれぐらい、何件出ていかれたのかというのと、あと市外からの移住者で、森林の家で11世帯の36名、あと空き家で5帯の12名と聞いたんですけども、この中で子育て世代がどれぐらい入って来てるのか、お聞かせください。

○垣口委員長 片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 ちょっと順番前後するかもしれませんが、子育て世代で転入された方につきましては、先ほど言いましたように11世帯、36名でございます。あと5世帯、12名とお答えしたのは、空き家を有効活用されるために、改修補助を受けられた方、その方が転入者のうちで5世帯、12名ございました。

○垣口委員長 津田委員、よろしいですか。

そのほか、ありませんか。

○八木副委員長 垣口委員長。

○垣口委員長 空き家バンクで全国の3位になっておられると出ておりますが、この対象の市町村というんですか、これは無作為にじゃなしに、これ何か登録している中での全国の第3位なのか。どういう格好の3位になっておられるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○垣口委員長 片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 失礼します。

こちらにつきましては、田舎暮らしの本という雑誌がございまして、こちらのほうのアンケート調査であります。こちらのほうが全自治体に向けて送っておろうかと思えます。これの回答したものの中で、そういう全国3位になったということで認識をしております。

○垣口委員長 分かりました。

そのほか、移住・定住支援事業について。

樽本部長。

○樽本建設部長 ちょっと補足をさせていただきます。

田舎暮らしの本の中で、あくまでも3万から5万の自治体の大きさによって、順位、ランクをいろいろと分けられておまして、3万から5万の中の部分で2020年度に3位になったということで、御理解のほどよろしく申し上げます。

○八木副委員長 垣口委員長。

○垣口委員長 このランキングの第3位になったということで、移住される効果はあ

ったんですか。もしその辺り分かるのであれば。

○垣口委員長 樽本部長。

○樽本建設部長 移住・定住の効果があつたかといいますと、やはりこの部分はアンケートにおいて、市の施策をこの本によって独自の数値化された部分でございます。PRとしては効果があつたので、移住・定住を考えられてる方については、一定の効果があるのかなと思っております。この中にも、総合的な順位と若者世帯、単身者部門であったり、子育て世代部門とか、細かく分かれた部分の中で、総合的に2020年度には3位になったということなので、そういった形を求められている部分については、PRとしては効果があつたと認識しております。

○垣口委員長 分かりました。

津田委員。

○津田委員 ちょっと、ここの事業成果のところの数字を見て、一番下の表のところで移住・定住政策を活用して、市内転入世帯数が全部で28世帯になってるんですけども、さっき市外から11世帯と、5世帯ということなんですけども、足して16世帯だと思うんですけど、残りはどういう施策で入って来られたんですかね。

○垣口委員長 答弁できますでしょうか。

片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 失礼いたします。

こちらの28世帯というものにつきましては、空き家バンクを利用された世帯数と住宅取得を利用された世帯、これについては合計しまして31という数字が出てくるんですけども、空き家バンクを利用された世帯の方で、補助金を受けられたという方が3世帯ございますので、31引く3をいたしまして28世帯という計算になってこようかと思えます。

○垣口委員長 津田委員、よろしいでしょうか。

そのほかありませんか。

飯田委員。

○飯田委員 先ほど、トラブルがなかったかどうかというところで、令和3年から移住先の自治会との調整をやっておるということをお聞きしました。これをやることによって、今のところはないというふうにお聞きしたと思うんですけども、今後ともその辺のところの調整がかなり必要になってくるのかなと、全国的に見ても、結構そういうところでのトラブルはあるというのが多いと思いますので、今後とも調整会議というんですか、そういうことについては継続的にやっていただく必要が

あるかなと思います。

また、どんどん多くなるといろんな方がおいでになります。自己主張が強かったりとか、いろんなことがあってという部分があると思いますので、その辺のところの調整はぜひ続けていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 先ほどの本のところですけど、ランキングの3位とおっしゃられたのは、何自治体の中の3位なのか。住民の人口データでいったら3万人から5万人と言われたので、ランキングでいったら、何自治体の中の3位を取ったのかということと。

それと、空き家バンクに登録される件数が多ければ多いほど、どういうんでしょうか、選択肢が増えて移住者の比率が多くなるという、少し私の思い込みがあるんですけども、それに向けて登録件数を来年度、再来年度に向けて、多くしようという、その多くするための策というのは、どのような方法があるのか。その2点お伺いします。

○垣口委員長 小坂課長。

○小坂住宅土地政策課長 ランキングが3位になったというところの、どれぐらいの3万人の自治体のアンケートの総量、何自治体中のうちの3位というのは、ちょっと数字を持っておりません。

私のほうからは、空き家バンクの登録件数を増やすための取組というところについてですけども、今現在も取り組んでおりますけども、Y o u T u b eですとか、インスタグラムなどで、空き家の物件情報を開示といいますか、動画をアップしているような取組もしておりますので、そういった取組を継続していこうかなと考えています。

○垣口委員長 樽本部長。

○樽本建設部長 田舎暮らしの本でのランキングの件ですけども、2020年当時の部分をちょっと今手元に持っておりませんが、2023年度の部分でいいますと、人口が3万人から5万人未満の回答した自治体が123自治体ということで記載されております。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 以前はチラシをつくって配ってたりしたようなこともあったと思うんです。空き家バンクに登録しませんかというのを民家に入れたりして、それとともにY o u T u b e、インスタというのは、やはりそちらのほうがウエートが高いと感じられていますか。

○垣口委員長 小坂課長。

○小坂住宅土地政策課長 当然今までの取組として、固定資産税の納付書を配られたその封筒に、空き家バンクに登録しませんかというところを掲載したりとか、あと直接ポスティングをしたりとかという取組もしながら、登録件数を増やそうと取り組んできたんですけども、やはり去年、令和4年度からY o u T u b eとインスタグラムにそういう動画をアップして、配信するという取組をしたことによって、やはり直接写真で見るよりも動画で見れるというところで、大きな効果があるんだなと感じております。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 それは移住を希望される方が増える。それとともに自分の空き家バンクに登録しようというほうもですか。

○垣口委員長 小坂課長。

○小坂住宅土地政策課長 移住もそうですし、登録者についても、こういった形で登録するときにそういうふうな形で御案内するので。

○垣口委員長 神吉委員、よろしいでしょうか。

そのほか。津田委員。

○津田委員 すみません。あと1点だけ、ちょっとこの通勤通学費の助成のところなんですけど、これ今実際通勤が何名で、通学が何名とかって分かりますか。

○垣口委員長 片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 令和4年度の実績でございますが、通勤はございません。通学の方で16名ございます。

○垣口委員長 津田委員、よろしいでしょうか。

そのほか、ありますでしょうか。

ないようなので、次の事業に移らせていただきます。

森林の家づくり応援事業補助金並びに、令和4年度予算に対する意見として、森林の家づくりの応援事業についての答弁をお願いいたします。

片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 八木委員のほうからいただいております、森林の家づくり応援事業補助金での転入・転居事業者活用支援、地域材活用支援、それぞれの件数はということで御質問をいただいております。

森林の家づくり応援事業を利用された転入者の数は11世帯でございます。市内転居については47世帯でございます。市内事業者を利用された方につきましては18世



帯、内数でございますが、宍粟材、地域材を利用された方につきましては12世帯ございました。

以上です。

○垣口委員長 続けて、森林の家づくり応援事業の令和4年度予算に対する意見についてお願いします。

片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 垣口委員のほうからいただいております森林の家づくり事業で転入する人に向けた中古物件の改修に係る支援メニューの拡充が重要であると感じているが、どう取り組まれたかという御質問いただいております。

こちらにつきましては、令和4年度の予算決算常任委員会審査報告書において、御意見をいただいております。当課といたしましては、転入者に対してのみ支援を拡充するのではなくして、市内転居者を含め、できるだけ市から転出する方を引きとめる政策も大切ではないかなと考えております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。八木委員、よろしいでしょうか。

八木委員。

○八木委員 先ほどの説明で分かったんですけども、転居者の方ですね、これはやはり北部地域からのやはり山崎の方がやはり多いのでしょうか。

○垣口委員長 片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 おっしゃるとおり、山崎への転居者、山崎内での転居者が大多数を占めております。

○垣口委員長 よろしいですか。

八木委員。

○八木委員 もう一つだけお願いします。

事業者活用支援とか、あと地域材活用支援など、これは増築、新築もあると思うんですけども、これはどちらも使われてる方がいるということでもいいのでしょうか。

○垣口委員長 片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 取得につきましては、新たに取得される方が対象となっております。あと修繕につきましては、転入者だけではなくて、空き家を有効利用される方に対して補助を行っておるものになりますので、転入者のみ転居者のみということではございません。

○垣口委員長 よろしいですか。

神吉委員。

○神吉委員 今の答弁の中で、山崎への転居と山崎内での転居とおっしゃられたのは、それは間違いではなく、山崎内での転居もあるということですか。

○垣口委員長 片牧副課長。

○片牧住宅土地対策課副課長兼空き家対策係長 おっしゃるように町内での転居というのも当然ございます。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 どういうイメージをしたらいいのか分からないので、またそれちょっと具体的に教えてもらいたいですけども、それと令和5年度でこの事業が終了するようにここで書いてあるんですけど、これは何かまた違う事業に結びつけようと思われているんでしょうか。

○垣口委員長 樽本部長。

○樽本建設部長 森林の家づくり事業、全体的な補助金の考え方の部分は、市長公室のほうでも説明があったかと思いますが、補助金の考え方としましては、基本的にはその時限的にまずつくっていかうというところがございます。この制度を運営する中で、この令和5年度という期限設定をさせていただいておりますが、いろいろと経営者協会などと御意見を交わす中では、この施策は有効じゃないかということの御意見もいただいておりますので、その辺も含めて今後検討していきたいと思っております。

○垣口委員長 神吉委員、よろしいでしょうか。

よろしいですね。

続きまして、9番、10番、公営住宅と市営住宅関係の質疑に移ります。大畑委員、津田委員から出ております。答弁のほうを順次お願いいたします。

○垣口委員長 尾崎副課長。

○尾崎住宅土地対策課副課長兼土地政策係長 それでは私のほうからまず大畑委員さんの質問で、市営住宅使用料の収納状況について、滞納対策としての取組についてですが、まず督促なり電話連絡、また訪問により入居者とお話をさせていただきながら、生活状況の相談も受けつつ、個々の生活状態にあった納付計画や分納誓約を取りながら、納付指導をしているところでございます。

続きまして、津田委員さんの御質問ですが、市営住宅の使用料の収納率が悪化している部分に対しての課題と、今後の取組はどのように検討されたのかについてで

ございますが、現年度分だけの収納率で見ますと、北部事務所管内ではほぼ滞納のない状況となっており、山崎での収納率が上がっていない状況となっております。要因としましては、令和4年度に比較的高額な滞納者が1件発生したことが一番大きな要因となっておりますが、その後連帯保証人さんにも連絡を取り少しずつではありますが、納入されている状況でございます。

いずれにしましても、新たな滞納者を増やさないこと。また滞納があり、分納誓約が取れている滞納者には、きっちり納付していただくよう指導を行い、適正な滞納事務に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

津田委員。

○津田委員 特に現年度分の、過年度分に関しては、先ほど一番冒頭部長から数字の訂正がありましたけども、過年度分はこれ実際に23世帯あって、実世帯でいうと、これも何件か亡くなっているということなんですかね。そういう認識でよろしいですかね。実世帯は出られてということ、亡くなった。

○垣口委員長 小坂課長。

○小坂住宅土地政策課長 滞納世帯数が現年と過年という形で、16世帯と23世帯という形ですけれども、実世帯数として31世帯というのは、過年と現年でどちらもかぶってるという方がおられるということです。

○垣口委員長 津田委員。

○津田委員 これ現年度分で、特に山崎でいうと件数でいうと何件になるんですか。

○垣口委員長 尾崎副課長。

○尾崎住宅土地対策課副課長兼土地政策係長 現年度分でいきますと、山崎でいきますと14件でございます。

○垣口委員長 津田委員、よろしいですか。

津田委員。

○津田委員 この現年度分の収納状況があまりにも、ずっと収納率が悪くなってきているので、2年から見ても。その辺りの多分いろいろ対策は取られてるんだと思うんですけども、本当に法的な手続とかそういったのも、一応されてるのとはされてるんですかね。

○垣口委員長 尾崎副課長。

○尾崎住宅土地対策課副課長兼土地政策係長 法的な手続でございますけれども、ま

ずはこの市営住宅につきましては、セーフティーネット的な役割もございまして、低所得者の方に提供できるような住宅というのが、公営住宅法の一番の狙いでもあります。できるだけそのような法的な措置にならないように、それまでに分納誓約を取り、払わないといけないという気持ちを持っていただくように、こちらとしては、相談なりさせていただいております。

○垣口委員長 津田委員よろしいでしょうか。

そのほか、ありませんか。

なければ次の事業にいきます。最上山公園整備事業についての質疑が出ております。答弁のほうをよろしくお願いします。

尾崎副課長。

○尾崎住宅土地対策課副課長兼土地政策係長 神吉委員のほうから質問いただいております。

まず1点目のもみじ山の紅葉時に行うライトアップには多くの訪問者があるが、LEDの照明機器の増設に伴う電気工事は検討されたかについてでございますが、まず令和5年度に入りまして、観光協会のほうからライトアップのエリアを広げた場合に、電源設備の増設が必要であれば増設可能かなどの相談がございましたが、具体的な場所や範囲が決まっていないこともあり、今のところ検討は行っていない状況でございます。

続きまして、2点目の展望台付近の視界不良支障木について、訪問者の求める民地支障木伐採が行えたかについてでございますが、展望台付近の視界不良支障木につきましては、民有地においても協力を得て、伐採や枝打ちを行っております。また市の伐採後ではありますが、関西電力により配電線付近の枝打ちも行われまして、展望台から見まして西側の、今まで見られなかった県指定の景観形成重要建造物でもある老松酒造さんのレンガ煙突まで眺望可能となっております。よって、訪問者の求める支障木の伐採が行えたものと考えております。

以上でございます。

○垣口委員長 神吉委員、よろしいでしょうか。

そのほかありますか。なければ次の質疑に移ります。

道路維持補修事業、飯田委員の質疑に対して答弁をお願いいたします。

○垣口委員長 大田課長。

○大田建設課長 飯田委員の御質疑にお答えします。

1点目の地域要望による市道、里道等の補修事業の多くは、生活に密着したもの

であることと、緊急を要する事業も多いが、適切に対応できているかの御質疑についてですが、市管理の市道、河川の補修については、自治会からの要望により実施しているものがほとんどです。

市では、総延長609キロの市道を維持管理しておりますので、予算を組む過程におきましても、限られた予算の中で、緊急性、優先度などを考慮し、補修箇所を選定し、最少の経費で最大の効果が得られるよう補修工事を工法を決め、予算要求を行い、計画的に実施しております。

緊急を要するものについては、自治会長、住民の皆様からの連絡により判明するものがほとんどで、通報、連絡が入り次第、職員が現場確認を行い、即時対応できるものは市の土木作業職員を含む市職員、もしくは緊急業者において迅速な維持管理に努めております。

里道、水路の補修については、道路等の公共施設整備補助原材料支給により、自治会要望を受け予算化し次年度に実施しておりますが、緊急を要するものなどは、補正予算を計上するなどにより、早期に対応できるよう努めております。

以上です。

○垣口委員長 北本次長。

○北本次長兼北部事務所長 失礼します。引き続きまして、飯田委員さんの北部地域における除雪作業において、迅速な対応ができているかという質問にお答えいたします。

除雪作業につきましては、除雪計画に基づき本庁及び各市民局単位で実施体制を取り、さらに細分化した作業を実施しております。除雪対象路線は、1級、2級市道を基本としまして、公共交通路線や通学道路を優先的に除雪しております。

迅速丁寧な作業に努めておりますが、幅員が狭小な路線や積雪量により、除雪や排雪に時間を要することもありまして、当初計画した時間にずれが発生する場合がございます。

以上です。

○垣口委員長 飯田委員よろしいでしょうか。ほかの方。

それでは次の事業に移らせていただきます。

市道の整備交通安全、大畑委員の質疑に答弁を願います。

○垣口委員長 大田課長。

○大田建設課長 大畑委員の質疑にお答えします。

1点目の幅員狭小箇所の解消についての取組成果についての御質疑についてです

が、地元や関係者と調整を図りながら、用地などの協力が得られた箇所から拡幅等の工事を実施し、安全に通行できるよう取り組んでおります。令和4年度につきましては、工事では継続路線である山田下広瀬線、川西線、用地補償では庄能9号線、県事業の負担金としては、上宍粟バイパス、菅野川堤防道路を実施しております。

2点目の交通安全対策の取組と成果についての御質疑についてですが、通学路合同点検により確認された要対策箇所や、通行等に支障がある箇所を早期に対策し、利用者の安全確保に取り組んでおります。令和4年度につきましては、区画線の更新を5路線4,900メートル、歩道舗装修繕1路線130メートル、学童注意看板、2路線4か所、転落防止策、8路線176メートルを実施しております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。よろしいですか。

それでは次の事業に移ります。

橋梁長寿命化事業、大久保委員からの質疑に答弁を願います。

○垣口委員長 庄副課長。

○庄建設課副課長 大久保委員の質疑にお答えします。

橋梁長寿命化事業費の中の地方債の内容についてですが、橋梁長寿命化事業など多額の費用を要する事業につきましては、土木債として過疎対策事業債を充当しております。令和4年度の決算としましては、主要政策92ページに記載しておりますとおり、決算額1億3,371万6,000円のうち7,752万7,000円が、道路メンテ補助金、残りについて過疎対策事業債を充当しております。

以上です。

○垣口委員長 大久保委員。

○大久保委員 ほとんどの費用が国庫支出金と過疎債で賄えるというこの事業で、従来は事後的な修繕から予防的な修繕に変わってきてることも書かれている中で、当初の予算に比べて、この令和4年度の決算がかなり低いのは、当初の予算に比べて決算の数字が低いのは、なかなか事業をしてくれる業者の不足ということも影響してるのでしょうか。何かその大きな理由をお尋ねします。

○垣口委員長 大田課長。

○大田建設課長 当初の予算について、決算が少ないということですが、橋梁修繕工事につきましては、債務とか入れる時期が渇水期に限られてきてますので、その辺を利用しながら事業を進めており、繰越しをする工事がありますので、その

分で実績が少なくなっているということでございます。

以上です。

○垣口委員長 大久保委員よろしいですか。

そのほかありませんか。なければ次の事業に参ります。

水道老朽管更新事業、垣口委員、神吉委員、津田委員、八木委員、飯田委員から質疑が出ておりますので、順次答弁を求めます。

山本課長。

○山本上下水道課長 私のほうからは、水道老朽管更新事業に関します御質問に対しまして、垣口委員さんと、八木委員さんの分について回答いたします。

まず垣口委員さんの御質問にあります耐震管による管路更新について、腐食など劣化に対し寿命は延びるのかについてですが、令和4年度は2地区で管路更新を行っております。山崎町庄野地内につきましては、鋼管から耐震管であります高密度ポリエチレン管へ、波賀町飯見地内については、塩化ビニール製のVP管から、同じく高密度ポリエチレン管に更新しております。

2地区で採用しております高密度ポリエチレン管についてですが、耐震性はもちろんですが、非常に耐久性があり、腐食や化学的な影響にも強いことから土壌や地下水などの影響を受けにくく地下埋設に適しており、近年多くの自治体でも採用されております。

庄能地内を例に挙げますと、既設は鋼管でありましたが、設置環境の悪さから腐食がかなり進行しており、早急な対策が必要となっております。今回採用した高密度ポリエチレン管については、そのような設置環境にも十分に対応できており、腐食の心配がないことから、管の寿命は延びるものと認識しております。

次に、八木委員さんの質問に対して説明いたします。

まず、1点目の送水管の総距離についてですが、宍粟市では約628キロメートルの管路施設を保有しております。

次に2点目の更新予定についてですが、現在実施しております管路の更新工事は、基幹となる重要な管路で、設置環境が悪く腐食が著しく進行している箇所や、管路の劣化が起因となり過去に漏水事故が起こった箇所など、緊急性の高い箇所から緊急対策として実施しております。敷設年度に応じた更新工事は、令和11年度から更新計画を立て、計画的に実施していく予定としております。

次に、3点目の経年劣化は環境で変わるので、点検はどのように行うのかについてですが、目視により点検できる物は、水管橋など露出した部分に限られます。管

の内部は専門業者により、管内カメラによる点検を行います。八木委員の御質問のとおり、経年劣化は環境等で変わりますので、点検結果を基に更新時期の検討をはじめ、部分的な更新でよいのか、それとも全体的な更新が必要なのかなど、更新方法の選定についても点検が必要となります。

以上です。

○垣口委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長 私のほうからは、神吉委員さんと飯田委員さんの御質問に対しお答えをさせていただきます。

まず、神吉委員さんの1点目の水道料金事業における決算額の減額の理由についてお答えをいたします。

令和4年度における老朽管更新事業については、山崎町庄能地内の国道横断送水管の更新工事と、令和5年度への債務負担となります波賀町飯見地区の老朽排水管の更新工事の2件の事業を実施しております。決算額の減額理由ですが、大きくは2つございまして、まず1つ目の理由としましては、入札による入札減となります。

次に2つ目ですが、波賀町飯見地区における工事については、令和4年度から令和5年度までの2か年にわたる工事になっておりますので、当初の計画ではその年度ごとに仮復旧を行い、その年度ごとにまた本復旧までを実施する計画として予算計上しておりましたが、令和5年度に一括での全面舗装復旧への計画を、そういうふうに変更しまして、令和4年度分の舗装復旧を次年度へ送ったための減額となります。

続きまして、今宿の水源地から山崎上寺に送水する管の課題部分は解決したのかという部分ですけれども、今宿水源につきましては、昭和51年に竣工し、現在で47年目を迎えることとなります。管路に関しましては、供用開始より漏水などの事故は一度もなく、健全な状態が保たれていると判断をしております。これは敷設された地盤が比較的良好であったことなどが、この結果につながっていると考えております。

施設の更新基準でいいますと、ポンプ制御盤等が収められております制御室であるとか、井戸本体の躯体では、法定耐用年数は50年から60年となっております。また管路については40年ということになってはいますが、これはあくまで一般的な更新基準の目安ということで、宍粟市におきましては、アセットでの更新基準をその1.5倍に設定しております。そういった基準でいいますと、建築物に関しましては75年から90年、導水管におきましては60年が一定の目安ということとなります。



ただ、本当にその基準で更新をするのかということに関しましては、管路では敷設区間の土質との関係等もありまして、一概に判断できるものではございません。当然経過年数がたつにつれ、一般的には事故率が上昇してくるということになりますので、新水源と複数水源となる位置づけやバックアップ水源としての位置づけ等からも、重要性には変わりなく、当面は状態監視保全という形で、部分的なスポット修繕等で機能維持を行い、管理していく計画としております。

続きまして、飯田委員さんの御質問です。予算消化ができていないが、令和4年度予定の事業進捗は順調に行われたのかという部分ですけれども、予算消化ができてない理由につきましては、先ほど神吉委員さんの御質問にお答えしたとおりでございます。

また事業進捗につきましては、令和4年度は計画どおりの進捗により事業を完了し、令和5年度の事業進捗に関しましては、舗装本復旧を残し完成をしております。また仕上げの舗装本復旧でございますが、既に入札公告を行っており、今月末の契約を予定しており、事業計画どおりの進捗となっております。

以上でございます。

○垣口委員長 進藤次長。

○進藤次長兼水道管理課長 津田委員からの御質疑で、令和4年度は国や県にどのような要望を行ったのかについてお答えをします。

国・県への要望につきましては、全国市長会、全国過疎連盟、全国過疎地域連盟兵庫県支部、公益社団法人日本水道協会、兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会を通じて行っております。

主な要望内容は、水道施設の更新事業に対する財政支援の拡充や水道事業の健全経営のための繰出基準の緩和、上水道に統合した簡易水道事業に対する財政支援の拡充、過疎地域の水道事業の維持管理経費に対する財政支援の創設、旧簡易水道施設の整備費用に対する財政支援の拡充、高料金対策に係る財政支援の拡充などとなっております。

この中で、全国過疎地域連盟兵庫県支部の要望については、令和4年度は宍粟市が中心となって関係自治体との調整を行った上で、要望書の取りまとめを行い、支部総会において正式に採択されたことから、市長が支部長として担当職員とともに東京に出向き、新たな繰出基準の創設の要望を自民党過疎対策特別委員会の谷委員長、また総務省公営企業経営室長へ直接手渡しをしております。それに伴い、令和4年度より同様の内容にて新規要望として、兵庫県市長会へも要望を行っております。

す。

近年の要望の成果としましては、過疎対策事業債や辺地対策事業債の対象に、上水道と統合した旧簡易水道施設が追加され、また上水道に統合した後に実施する旧簡易水道施設の建設改良費に対する新たな繰出基準が追加されるなど、一定の成果が得られております。

今年度につきましても継続して要望活動に取り組んでまいります。先週、市長が過疎連盟の要望を持って東京のほうに要望書を手渡しに行っております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

質疑のある方、挙手願います。

神吉委員。

○神吉委員 まず、決算減額の理由というのが仮復旧と言われました。仮復旧ですね。その部分に対しての工事が終わったので、あとはということは本復旧というか、そちらをアスファルトで埋めるんじゃないんですか。

○垣口委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長 単年度の工事でしたら、道路幅員約5メートルとか4メートルあるんですけど、その中で60センチなり70センチぐらいの溝掘りをして管路を埋めると、そして埋め戻してきた中で、まず仮復旧といって掘った分だけ60センチ、70センチの仮復旧をして、そして少し置いといてから、また全幅をするという、そういうことです。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 そこは理解しました。

それと今宿の水源地からの分ですけれど、複水源化でしたっけ、という名前でしたね。その目的がこの老朽化によるものだと理解してたんですけども、その老朽化を更新するのが少し遅らせることができたということですか。

○垣口委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長 これまでの単一水源ですと、もやはりもう一つしかない水源ですので、漏水がすごく始まる前に計画的に、やはり40年過ぎぐらいから、やはりある程度更新を計画していかなきゃいかんのですけれども、新しい水源をしましたので、すぐに更新というわけではなくて、長寿命化、修繕をしながらなるべく管を使っていくということができるようになったという、そういうことです。

○垣口委員長 神吉委員。

- 神吉委員 その安心もありますよね、複水源化してるんなら。長寿命化するための工事というんですか、検査というんですか、検査して老朽化してる金属だったらさびとか、樹脂だったら劣化とかというところを見ていって、それを部分的に直していくという方向なんですか。
- 垣口委員長 坂井次長。
- 坂井建設部次長 いよいよ修繕するということになってきますと、カメラを入れるとか、そういうような方法で修繕を行う箇所を限定して、修繕を行うということにはなると思います。
- 垣口委員長 神吉委員。
- 神吉委員 この事業の成果と評価のところに、上寺から河東に送っている管は直したんやというふうに書いてあるんです。これは腐食がかなり進んでいたということで、これは地中に埋めてるよりも、もっとひどいところがあったということですか。
- 垣口委員長 坂井次長。
- 坂井建設部次長 今ちょっとおっしゃられたところは、導水管ではなくて、上寺から河東地区に送っとる送水管のことであると思うんですけども、これについてはJAのスタンドがあると思うんで、あそこに国道をボックスカルバートで横断しとるところがあるんですけども、その中に兼管する形で河東へ送るための送水管がつけとるんですけども、それが鋼管でこの写真にありますように、もうかなりさびるということで、こういうことになっていたので、これに関しては緊急対策ということで、新しい管を入れ直したということになります。
- 垣口委員長 神吉委員。
- 神吉委員 これは、でもその橋の下を通ってるわけやから見えますよね。外から見える。恐らく水源地からの部分は地中なので、外側は掘らないと見えませんよね。その点検にもものすごく費用がかかるんじゃないかと思ってたんですけど、その作業はもう一応中を通すだけで見えてくるんですか。
- 垣口委員長 山本課長。
- 山本上下水道課長 導水管自体については、掘削したりとかして確認はしてないんですけど、今まで道路改良工事による水道管の敷設とか、何かしらの修繕ときに今まで古くから埋設している管を掘削した状態で、目で目視しております。それを見る限り、表面は特に著しく腐食しているというようなことは、今まではなかったです。どうしてもやっぱり、古い管でさびとかが出てくるようになるんですけど、それは内面がコーティングされてないところが、古い年代の物があるんですけど、そ

ういうところがやっぱり腐食とかするんですが、ある一定さびはついてるんですけど、そこで進行が止まっているような状態でした。今まで見た感じで。先ほども言いましたけど、また更新するようになりまして、カメラ調査とかを行いまして、それがどういう状態とかいうのを確認してから、またスポット的にやるか、全面的にやるかということを考えていこうとは思っております。

以上です。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 事業評価なんで、少し聞いておいたほうがいいと思って聞いてるんですけども。

○垣口委員長 大丈夫です。

○神吉委員 それは宍粟市内の管においても相対的に言えることですか。もう山崎だけの特有の材質であったり、そういう物ですか。

○垣口委員長 山本課長。

○山本上下水道課長 いえ、市内全域です。鑄鉄管ですね。去年更新した今宿のところは、鑄鉄管とかではなく鋼管という鉄の管で、またちょっと微妙に種類が違いますが、それに関しては内面処理とかしてなかった状態の管でした。

以上です。

○垣口委員長 神吉委員。

○神吉委員 漏水管の更新事業というのは、そういうふうに進めていって、今回山崎の場合は複水源化してるから、圧も少し弱くなってる。どちらからも取れるようになってるから安心感というのが。ちょっと想像で、圧が弱いからそんなに破裂するようなことがないんじゃないかというようなことも感じたんですけども、それとは関係ないですか。

○垣口委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長 失礼します。圧力に関しては同等にかかっていると、これまでと同等。というか、圧力がかかったほうが、ああいう水道管というのは持ちがいい。圧力がかからないと外圧に負けるということになりますので、圧力に関しては変わらないままです。

○垣口委員長 神吉委員、よろしいですか。

そのほかの方ありませんか。

津田委員。

○津田委員 すみません、これ決算にあんまり関係ないかもしれない。またさっき回

答があった分について、実際どれぐらいの効果があるのか、ちょっとなかなか分かりにくい部分があるので、また委員会で出してもらえたらと。それだけお願いします。

○垣口委員長 それで、よろしいですか。

審査の途中ではありますが、ここで3時まで休憩といたします。暫時休憩。

午後 2時45分休憩

---

午後 3時00分再開

○垣口委員長 それでは休憩を解き審査を再開いたします。

20番、上水道事業の質疑に関して、答弁をお願いいたします。

進藤次長。

○進藤次長兼水道管理課長 大畑委員からの御質疑にお答えします。

まず、水道料金の減額要因についてですが、委員会資料25ページにもあるとおり、令和4年度の給水収益は約6億5,793万円と、令和3年度より約294万円、マイナス0.45%の微減となりました。特に山崎地区を中心として、新規給水申込みがあったため、給水件数はわずかに増加しているものの、人口減少により有収水量が減少したことによって、料金収入が減少したと考えております。

また、コロナ対策として、令和2年7月から10月請求分の4か月間と、令和3年3月から6月請求分の4か月間、水道基本料金の減免による生活支援を実施しております。実績としては、令和2年度は約1億4,882万円、令和3年度は約8,970万円となっております。この支援はコロナ臨時交付金の対象事業であり、基本料金の減免分は一般会計から繰り出して充当しております。支援事業は令和3年度で終わりましたので、料金収入の減額に少なからず影響しているのではと考えております。

次に、水道経営指標の改善に向けた取組と成果についてですが、水道事業として、今までも経費削減に取り組んでおり、令和4年度も市の光回線を活用した遠方管理システムの運用による電話回線使用料の抑制や職員数の削減による人件費の抑制を行っております。しかし、令和4年度は電力価格の高騰により、動力費が約1億160万円と令和3年度よりも約2,040万円増加するなど、水道事業費用が増加しました。これにより、経常収支比率は、86.95%と、令和3年度より0.75%減少しております。

排水量のうち、有収水量の割合を示す有収率については、令和4年度83.95%と令和3年度よりも1.43%減少しました。これは冬場の凍結漏水の影響と老朽化によ

る本管漏水による影響が大きいと考えております。有収率の増加は、費用の削減にもつながるため、今後も漏水調査を行い、漏水箇所の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

企業債残高対給水収益比率は、建設改良費の抑制に伴う企業債発行額の抑制と、企業債の償還を行ったことで908.52%と、昨年度よりも89.81%改善されました。

次に、水道事業特別会計補助金の内容についてですが、総務省の提示する繰出基準に基づいて実施した一般会計から水道事業会計への補助金の内訳は、主に旧簡易水道の支払利息に対する補助金が2,952万7,402円。また地形的要因により、施設建設費が高額となっている団体を対象とする、高料金対策補助金が1億3,667万136円。新型コロナ対策として、水道料金のスマートフォン決済に対応するためのシステム改修費補助金が520万円。電力価格高騰に対する補助金が613万円となっております。

次に、福祉世帯水道料金等助成金の把握についてですが、申請のあった世帯については、更新を必要とせず翌年度以降も継続して助成を行っております。毎年6月号の市の広報に福祉世帯への助成についての記事の掲載や市のホームページ、窓口において、また福祉部局とも連携を図って、制度の周知を行っているところです。

令和2年度末、助成対象世帯数711の内訳ですが、高齢者世帯が599世帯、障がいのある者が属する世帯が75世帯、独り親世帯が35世帯、使用量が少ない世帯が2世帯となっております。申請書を提出されている世帯は959世帯ありますが、課税世帯であったり、年齢要件に該当しなかったり、248世帯は助成対象の条件に該当しておりません。引き続き制度の周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

よろしいですか。

ないようですので、次の事業へ移ります。

未収水道料金の状況についての質疑、津田委員の質疑に対して答弁をお願いいたします。

進藤次長。

○進藤次長兼水道管理課長 津田委員からの御質疑、未収水道料金の状況についてお答えします。

まず、兵庫県下の他市町との比較ですが、決算統計では全国の給水人口等は公表されておりますが、水道料金の滞納金額や滞納件数は公表されていないため、比較することができません。

公営企業会計では、3月の請求料金について、3月末までに収納されなかった料金については、出納整理期間がないため決算上未収金として計上されます。4月、5月で収納されますので、結果として、令和5年度5月末での収納率は99.2%となっております。

次に、令和4年度の滞納解消に向けた取組ですが、職員や徴収員による訪問徴収、督促、催告、給水停止予告通知、給水停止通知による徴収相談を行い、徴収をしております。また支払いが困難な使用者の納付相談を行い、分納誓約を取り滞納徴収をしております。悪質な滞納者につきましては、福祉部局と連携しながら、生活困窮者への配慮も行いつつ、規定に基づいて給水停止処分を実行しております。

成果としては、滞納繰越分の収納率は69.04%で、令和3年度の57.02%に比べ、12.02ポイント増加しております。現年度を含んだ収納率も、令和3年度の88.4%に比べて増加しました。また、令和5年度3月請求分から納付書様式を変更して、コンビニやスマホアプリで休日や時間を問わず納付可能になり、利便性を向上しました。

課題としましては水道料金滞納者で、住民票を移動せずに閉栓手続なしに退去して居所不明となる方があり、追跡もできない状況があります。転出されている場合は追跡を行って、電話で催促したり請求を行っております。今後もしっかり滞納徴収に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

津田委員。

○津田委員 この水道事業も、先ほどの県営住宅の件もそうですけど、やっぱり職員さんでやっていくのが大変な事業だと思うんですけども、これ例えば外部委託とかそういったのを検討されてるとか、そういったのはあるんですか。

○垣口委員長 大谷係長。

○大谷水道管理課経営企画係長 過去に窓口業務の収納も含めて、委託を受注しておられる業者に費用の面等も調査したことはございますが、やはり宍粟市のような広い地形の中で、今のように受付窓口を3か所、4か所と置いておくとすると、委託するにしても費用が結構かかってしまうというような、そのときの聞き取りはそういうことでしたので、それ以後具体的な検討というのは行っていないという状況です。

以上です。

○垣口委員長 津田委員、よろしいですか。

そのほか、ありますか。なければ次にいきます。

雨水幹線整備事業、大久保委員と飯田委員と出ております。順次答弁をお願いいたします。

○垣口委員長 山本課長。

○山本上下水道課長 大久保委員の雨水幹線事業に関する御質問の山田千本屋雨水幹線について、令和4年度から工事着手にならなかった理由についてですが、今回工事を予定している箇所は、山崎自動車教習所内で行う工事となります。工事を行う上で重要な条件が2点あります。

1点目は、工事中は教習が行えないため、繁忙期に工事を実施することが困難であること。2点目は、当箇所は事前の調査で地下水が多いことが分かっており、出水期においては、工事の支障となる高さまで地下水位が達するため、工事の実施が困難であること。この2点の条件をクリアするためには、複数年に分割して工事を実施するほかないことから、令和4年度におきましては、詳細な実施工程を作成し、自動車教習所と度重なる協議を重ねた結果、本年度6月に営業補償の契約に至っております。

そのような進捗の中で、工事につきましては先月の8月に令和8年度までの債務負担により、工事請負契約を締結し工事に着手しております。

続きまして、飯田委員の工期の継ぎ目の処理はどのようにしているのかについてですが、令和2年度、3年度の整備箇所については、既設の準用河川であります野田川の改築更新をしておりますので、起点と終点は既存の構造物へ接続して供用しております。

令和5年度から予定している箇所につきましては、既存の排水路を改築するのではなく、排水路がないところに新たに排水路を整備するため、上流の道路工事で整備する幹線排水路と接続するまでは、供用は行いません。教習所内の工事が完成するまで供用は行いませんが、複数年の工事となることから、年度ごとに端部については、コンクリート床板と何らかの仮設を行い、整備した構造物へ土砂が流れ込んではないように対策する予定をしております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。質疑のある方は挙手願います。

大久保委員。

○大久保委員 今、都市計画道路の山田下広瀬線が工事してるわけなんですけれども、



最終的に今説明があったんですけど、最終的にこの雨水幹線、都市計画道路の分も含めて、全てがつながって供用開始になるのは、いつからと理解したらよろしいでしょうか。

○垣口委員長 山本課長。

○山本上下水道課長 教習所内にボックスカルバートを敷設するんですが、このボックスカルバートの敷設は、令和6年の春と7年の春、8年春と3か年で予定しております。8年度に全て完了しまして接続できますので、質問にありました供用開始は、令和8年度の6月ぐらいなんで、7月とか、それぐらいは供用開始できていると思います。

以上です。

○垣口委員長 大久保委員よろしいでしょうか。

質疑のある方は挙手を願います。よろしいですか。

それでは次の事業に移ります。公共下水道施設長寿命化事業についての質疑が出ております。答弁をお願いいたします。

○垣口委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長 失礼します。飯田委員からの御質問で、公共下水道施設長寿命化事業に対して、お答えをさせていただきます。

処理水の水質基準を確保することができたところがあるが、基準値に対してどのぐらいのレベルの処理水を排出しているのかについてですけれども、公共下水道長寿命化におきまして、まず基準値に対してどのぐらいのレベルということなんですが、放流水の水質については、水濁法や総量規制及び播磨灘流総計画目標値等の基準に基づき、施設の運転を行っております。

水質管理の上で難しいのは、流入する汚水の水質及び流入が一定でないという部分がある一つであります。急激な流入の変化に対応するためには、十分に対応が可能な安全マージンを持った運転管理が必要となりますが、その安全マージンについては、事業による基準値の違いや、それぞれの施設により異なる部分もございますので、一概にどのレベルということはお答えできません。

よって基準を満たすため、これまで数十年と運転をし、ノウハウを蓄積しておりますので、その数値データを基に各施設に合った安全マージンで運転を行っているということでございます。

次に、瀬戸内海ではリンの排出量が少ないため、海水の栄養価が保てない状況を改善するための措置が取られていると聞くが、という御質問ですけれども、これは

下水道施設に限らず大きな工場などは、水質汚濁防止法の基準に基づいた放流を行っており、また瀬戸内海におきましては、水濁法に上乘せ基準としまして、水質の総量規制、さらには播磨灘流域別下水道整備総合計画によります目標値がありまして、相当な水質レベルが求められております。それにより、瀬戸内海においては水質が大きく改善されました。

しかしその一方で、ノリの色落ちなど深刻な課題が生じ、その要因の一つに栄養塩類の濃度低下が指摘されているところも確かでございます。これを受けまして兵庫県では、瀬戸内海を豊かで美しい里海の現実に向け、令和元年10月に、環境の保全と創造に関する条例を改正し、望ましい栄養塩類濃度を全国で初めて設定しております。

さらに栄養塩類供給を計画的に実施するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づきまして、兵庫県栄養塩類管理計画を令和4年10月に策定し、5か所の工場及び28か所の下水道処理場を栄養塩類増加措置実施者として位置づけておりまして、通年及び季節別運転を実施し、栄養塩類の濃度を適切に増加させるよう措置を講じておるところでございます。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

飯田委員。

○飯田委員 かなり施設がたくさんありますので、おっしゃるようにレベルをどう合わせるかということは、なかなか難しいところだと思うんですけども、やはりこの基準値に対して、ぎりぎりのせいなのか、もう高レベルで処理できておるという状況なのか、その辺のところは分かりますか。

○垣口委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長 ぎりぎりか、ぎりぎりでないかという部分に関しては、ぎりぎりではないです。それはやはり先ほど説明をさせていただいたんですけども、流入の水質が一定じゃないと、それと量が一定じゃない。そして処理するほうは、急激に上がってきた場合にすぐ対応した処理ができるかといったら、そうではないので、やはり安全マージンを取った中で運転しないと、やはり基準値を超えてしまうということになりますので、ある程度のマージンは取らせていただいていると、そういうことでございます。

○垣口委員長 飯田委員。

○飯田委員 先日的一般質問でもありましたように、川の水がきれい過ぎるんじゃない

いかというようなことも質問でございました。そういう部分について、水質基準というものは、どこまでそこに関係してるのかなというふうな疑問も持つわけなんですけども、そのことに対してどういった見解をお持ちでしょうか。

○垣口委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長 我々は排出する側ですので、決められたとおりにしか出せないということが、それしかないんですけれども、先ほど御説明しましたように、濃度調節ができるような、兵庫県がそういう事業者に対して、指定していくというような形を今取ってますので、この前もそれに対するアンケート調査で、宍粟市はできますかとか、ほかの市町も来たと思うんですけど、そういうアンケートにはそういう基準を超えて排出してもいいのであれば、当然うちもさせていただきますというような、積極的な回答はさせていただいているということでございます。

○垣口委員長 よろしいですか。

その他ありませんか。それでは、次の事業に入ります。

急傾斜地崩壊対策事業、質疑が出ております。答弁をお願いいたします。

○垣口委員長 大田課長。

○大田建設課長 大畑委員の御質疑にお答えします。

1点目の公共事業と県単独事業の採択基準の違い及び、市、地元負担金の考え方についてですが、急傾斜地崩壊対策事業について、採択要件ですが、公共事業は保全人家戸数が10戸以上、崖地の傾斜角度が30度以上、斜面の高さが10メートル以上、事業規模7,000万円以上が基本です。

県単独事業は、保全人家戸数が5戸以上で、崖地の傾斜角が30度以上、斜面の高さが5メートル以上、どちらもそれぞれ全ての要件を満たす必要があります。負担金については、国通知の急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業予算の執行についてにより、基本は事業費の20%が市負担です。

ただし、2つ要件がありまして、一つが斜面の高さがおおむね30メートル以上、2つ目が、被害が想定される区域内に、市地域防災計画に位置づけられている避難経路または避難場所が存在する等、片方の要件を満たせば10%が市負担、両方の要件を満たせば、5%が市負担になります。また、県単独事業の市負担額は10%となります。地元負担については、宍粟市県営事業分担金徴収条例施行規則により、市が負担する額の10%と定めております。

2点目の採択基準に合致した地域で、地域に対してどの程度の執行率かの御質疑にお答えします。

急傾斜地崩壊対策事業については、崖地に近接した区域において、住民の生命を土砂災害から守るため実施する工事です。本来は崖地の土地所有者などが個々の責任において工事を行うべきものですが、土地所有者などが工事を行うことが困難または、不適當な場合に県が代わりに工事を行います。

このため、地元関係者の総意による要望で、採択保険の合致した地域であれば、ほぼ全てが採択され、事業規模にもよりますが、これまでは順次事業が実施されております。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

意見のある委員があれば挙手を願います。よろしいですか。

ないようですので、次の事業に移ります。

普通河川の整備に対する質疑の答弁をお願いいたします。

○垣口委員長 庄副課長。

○庄建設課副課長 それでは、大畑委員の御質疑にお答えします。

河川法の適用を受けない市管理の普通河川は、最上流に位置し集中豪雨による土砂流出など影響を受けているが、市管理の範囲と、どのような事業や支援がされているかについてお答えします。

市管理河川につきましては、隣接地に宅地や農地、市道など、守るべきものがある箇所までを市管理河川として管理しております。事業につきましては、河川維持事業として豪雨や経年劣化による土砂堆積による加積が確保できない箇所、支障のある箇所について、土砂撤去や護岸復旧などを実施しております。

令和4年度は、土砂撤去、護岸修繕などの維持管理に係る小規模なものを、市内で8件実施しております。また支援事業としましては、地元で管理されている農業水路を除く法定外公共物の水路等の改修について、宍粟市道路等公共施設整備促進事業を活用していただくことで支援しております。

以上です。

○垣口委員長 質疑のある委員は挙手を願います。

飯田委員。

○飯田委員 守るべきものがある場所という、何かアバウトな部分があると思うんですけども、結局家とかそういう建物であったりとか、農用地とかいう、そういうものも含まれてくるわけですか。

○垣口委員長 大田課長。

○大田建設課長 はい、そうです。

○垣口委員長 よろしいですか。その他ありませんか。

ないようですので、次の事業にいきます。

法定外公共物に対して質疑が出ております。答弁をお願いいたします。

○垣口委員長 大田課長。

○大田建設課長 大畑委員の法定外公共物の決算額についての御質疑にお答えします。

歳入ですが、一般会計決算書20、21ページに明示しております14款1項6目、土木使用料欄の法定外公共物使用料です。内容としては、主に電柱や電話柱、通路橋など174件で48万620円の使用料収入がありました。

続いて、一般会計決算書38、39ページに明記されております17款2項1目の不動産売買収入欄の土地売却収入837万3,350円のうち、法定外用途廃止に伴う里道水路用途廃止売却収入で7件、550万1,052円の収入がありました。

歳出としましては、一般会計決算書166、167ページに明記されております道路維持費、18節の道路等公共施設修繕補助金543万1,976円です。

内容としましては、申請が9件あり、水路改修が2件、里道改修が7件でした。決算額は、改修費用の2分の1補助金として歳出しております。原材料の支給はありませんでした。

以上です。

○垣口委員長 答弁は終わりました。

質疑のある委員は挙手を願います。

ありませんか。

それでは、これで建設部に対する審査を終了いたします。また並びに決算委員会3日目の産業部と建設部の審査も終了といたします。

説明職員の皆さん、ありがとうございましたお疲れさまでした。

最後副委員長、挨拶をお願いいたします。

○八木副委員長 これで決算委員会第3日目の日程は終了しました。

第4日目は、9月14日木曜日午前9時より再開します。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後 3時29分 散会)